新型コロナウイルスに関連した感染症対策等に関する対応

〇令和 2 年 2 月 25 日(火)

東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の開催

新型コロナウイルス等の感染拡大に伴い，日本語教育機関として中国人学生等の動向及び休校や学生の欠席の取扱いをどうするか等の情報の共有を図ることを目的として，緊急情報共有連絡会が開催され，休校や学生欠席の取扱いについて告示基準との適用関係を明らかにすること，在留資格認定証明書の期間延長，7 月・10 月期生の申請手続の延長などの要望事項が取りまとめられた。

日　時:令和 2年 2 月 25日(火)　　午後6時～8時
会　場:国立オリンピック記念青少年総合センター　　センター棟 3階 311
出席者:80 機関 98名
内　容:主催者挨拶　　江副隆秀　(一財)日本語教育振興協会 東京地区評議員
挨拶・最近の動き　　佐藤次郎　(一財)日本語教育振興協会理事長
挨拶・説明　　文部科学省高等教育局学生・留学生課課長補佐

〇令和 2 年2 月 28 日(金)

国会「共同会派外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討合同 PT」
第 4 回会合で要望事項を佐藤理事長から説明

「共同会派外国人受け入れ制度及び多文化共生社会のあり方に関する検討合同 PT 第 4 回会合」において，日本語教育機関の団体関係者からのヒアリングが行われ，当協会佐藤理事長から 2 月 25 日に開催された東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の会合の意見をもとにまとめた要望事項を説明しました。

日　時　　令和2 年2 月 28 日(金)8:45～9:45
場　所　　衆議院第一議員会館-国民 A会議室
出席者　　石橋通宏(座長)参議院議員
津村啓介(座長)衆議院議員
松田イサオ 衆議院議員
中川正春　衆議院議員
白眞勲　参議院議員
打越さく良　参議院議員
田村まみ 参議院議員
・日本語教育機関団体関係
(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長，村上 誠評議員，中西郁太郎評議員
全国日本語学校連合会
全国専門学校日本語教育協会
全日本学校法人日本語教育協議会
・技能実習監理団体関係
・出入国在留管理庁在留管理課
・外務省領事局ハーグ条約室

新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請における取扱い

出入国在留管理庁ホームページに新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請における取扱いについて，追加情報が掲載された。

日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁ホームページに「日本語教育機関における感染症対応について」が掲載された。

臨時休業，オンライン授業等の対応について，言及している。(以降順次更新)

○令和２年３月３日(火)

公明党新型コロナウイルス感染症対策本部のヒアリングで要望事項を佐藤理事長から説 明

新型コロナウイルス感染症拡大の影響と要望について，教育機関関係団体としては唯一の当協会に対するヒアリングが行われ,佐藤理事長及び高山専務から2 月 25 日の東京・ 関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の会合の意見等をもとに取りまとめた要望事項を説明しました。

公明党では，当協会等の要望を踏まえ，政府に対し3月４日に「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(第三次:経済対策)」の申し入れが行われました。

日　時　　令和２年３月３日(火)16:55～
場　所　　衆議院第二議員会館 政調会議室
公明党出席議員（主な出席者）
代表:山口那津男
幹事長(新型コロナウイルス感染症対策本部長):斉藤鉄夫
副代表:北側一雄
〃　:古屋範子
政務調査会:石田祝稔
〃会長代理:枡屋敬悟
〃　　:大口善徳
〃　　:高木美智代
参議院会長:西田実仁
〃副会長:山本香苗
〃幹事長:谷合正明
文部科学部会長:浮島智子
参議院議員:里見隆治ほか
(一財)日本語教育振興協会出席者
佐藤次郎理事長，高山　　泰専務理事
丸山茂樹理事，加藤早苗理事，江副隆秀評議員，中西郁太郎評議員

○令和２年３月４日(水)

出入国在留管理庁に要望書を提出

２月 25 日の東京・関東甲信越地区緊急情報共有連絡会の意見等を基に取りまとめた要望のうち，２月 28 日以降に出入国在留管理庁のホームページで公開された措置以外のものを要望書として提出した。

東海・北陸地区緊急対策会議の開催

新型コロナウイルス等に関連した事象により，日本語教育機関として対応等について，情報の共有を図ることを目的として，緊急対策会議が次のように開催されました。

日　時:令和２年３月４日(水)午後1時半～4時 45 分
会　場:ウインクあいち
出席者:18 機関 20人

○令和２年３月５日(木)

国会　参議院予算委員会で高瀬議員が質問

参議院予算委員会において，高瀬弘美議員(公明党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

外務省　新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入

国・入域後の行動制限について

外務省ホームページに日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が掲載された。(以降順次更新)

○令和 2年 3月 6日(金)

国会　衆議院文部科学委員会で馳議員が質問

衆議院文部科学委員会において，馳浩議員(自由民主党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケートを実施

日振協は，維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施した。

3 月13 日現在 118 校からの回答があった。

○令和2 年3 月10 日(火)

国会　衆議院法務委員会で浜地議員が質問

衆議院法務委員会において，浜地雅一議員(公明党)から日振協からの要望(在留資格認定証明書の有効期間を含む)に関連した質問がありました。

出入国在留管理庁から在留資格認定証明書の有効期間の取扱いを通知

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み，通常「3 か月間」有効な在留資格認定証明書を当分の間「6 か月間」有効なものとして取り扱う旨の通知があった。

また，通知に伴うQ&A が3 月11 日に公開された。

○令和 2 年 3 月 11 日(水)

国会　参議院予算委員会で里見議員が質問

参議院予算委員会において，里見隆治議員(公明党)から日振協からの要望に関連した質問がありました。

○令和 2 年 3 月 13 日(金)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート(最終結果)

3 月 9 日付けで,維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施し,118校から回答があり，概要は次のとおり。

臨時休業(休校)をしている(含む予定)	68 校／118 校 (58%)
臨時休業(休校)の期間　春休みまで	33 校／73 校 (45%)
授業時間の短縮を実施している	56 校／67 校 (84%)
卒業式(何らかの形での実施)	77 校／118 校 (65%)
入学式(何らかの形での実施)	34 校／118 校 (29%)

○令和 2 年 3 月 17 日(火)

自由民主党政務調査会司法制度調査会のヒアリングで日本語教育機関及び日本語を学習する留学生の現状等について，日振協から説明

自由民主党政務調査会司法制度調査会で，「日本型多文化共生社会の実現に向けた諸課題：在留資格別の支援について」当協会に対するヒアリングが行われ，日振協・丸山理事から，日本語教育機関及び日本語を学習する留学生の現状，日本語教育機関留学生に対する生活相談及び生活支援の現状と課題について説明しました。

日 時　令和2年3月17日(火)

場 所　自由民主党本部1 階会議室(101 号室)

出席者　上川 陽子(会長)衆議院議員
奥野 信亮(会長代理)衆議院議員
村井 秀樹(事務局長)衆議院議員
馳 浩 衆議院議員
井出 庸生 衆議院議員
猪口 邦子 参議院議員
ヒアリング対象団体
(一財)日本語教育振興協会 理事・丸山 茂樹，専務理事・高山 泰
外国人技能実習機構
海外日系人協会
関係省庁 法務省司法法制部司法法制課
出入国在留管理庁政策課
文部科学省国際課国際協力室
文部科学省高等教育局学生・留学生課
文化庁国語課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

○令和２年３月 18 日(水)

国会 参議院文教科学委員会で水岡議員が質問

参議院文教科学委員会において，水岡俊一議員(立憲・国民。新緑風会・社民)から日本語教育に関して質問がありました。

○令和２年４月８日(水)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応及び郵送による在留カードの交付について

出入国在留管理庁ホームページに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた留学生への対応について」及び「郵送による在留カードの交付」が掲載された。

日本語教育機関６団体緊急会議の開催

新型コロナウイルス等の感染拡大に伴い，日本語教育機関 6 団体の代表者等による緊急会議を開催し，情報共有及び政府，政党等への支援要請について協議を行い，要望書を取りまとめました。

日　時:令和２年４月８日(水)13:30～15:00
場　所:アルカディア市ヶ谷 7 階 妙高
出席団体:(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長，加藤早苗理事，中西郁太郎評議員
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語学校協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和２年４月９日(木)

馳浩議員に要望書を提出

日振協の佐藤理事長が日本語教育推進議員連盟事務局長　馳浩氏を訪ね，衆議院文部科学委員会での質問等についてのお礼を申し上げ，日本語教育機関 6 団体の要望書について説明，日本語教育機関への支援を要請するとともに議員連盟の総会への資料提出について了承を得た。

馳事務局長からは感染症等に対応する相談体制強化や困窮している留学生の事例を数多く示すよう助言があった。

また，日振協から，議員連盟総会の提出資料「基本方針（案）」に対する意見書について説明を行い総会に提出することについて了承を得た。

日　時：令和２年４月９日（木）10:00～10:30
場　所：衆議院第一議員会館
自由民主党議員：
　　馳　浩　日本語教育推進議員連盟事務局長
日本語教育機関団体：
　　（一財）日本語教育振興協会　佐藤次郎理事長，中西郁太郎評議員，村上誠評議員

岸田文雄政務調査会長に要望書を提出

自由民主党岸田文雄政務調査会会長を訪ね日本語教育機関 6 団体の要望書を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請した。片山委員長から，外国人労働者等特別委員会でヒアリングを行う予定である旨の話があった。

日　時：令和２年４月９日（木）11:00～11:30
場　所：自由民主党本部 6 階　政務調査会長室
自由民主党議員：
　　岸田文雄　政務調査会会長
　　木原誠二　政務調査会副会長
　　片山さつき　外国人労働者等特別委員会委員長
日本語教育機関団体：
　　（一財）日本語教育振興協会　佐藤次郎理事長
　　（一社）全国日本語学校連合会
　　（一社）日本語学校ネットワーク
　　全国専門学校日本語教育協会
　　（一社）全国各種学校日本語学校協会
　　（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和２年４月 10 日（金）

里見隆治参議院議員に要望書を提出

日振協の佐藤理事長が日本語教育推進議員連盟事務局次長　里見隆治氏を訪ね，日本語教育機関 6 団体の要望書について説明，公明党，政府へ日本語教育機関への支援を要請した。とくに日本語教育機関の留学生（就学生）に対する災害時や通貨危機の際の緊急一時金，見舞金，奨学金の追加措置を例にあげ，留学生に対する緊急給付金の支援の要請を行った。

また，先般公明党新型コロナウイルス対策本部において日振協の要望についてヒアリングをしていただいたこと，参議院予算委員会等での質問等に対しお礼を申し上げた。

日　時：令和２年４月 10 日（金）11:30～12:30
場　所：参議院議員会館
公明党議員：
　　里見隆治　日本語教育推進議員連盟事務局次長
日本語教育機関団体：
　　（一財）日本語教育振興協会　佐藤次郎理事長，丸山茂樹理事，中西郁太郎評議員

山下貴司議員に要望書を提出

山下貴司　衆議院議員（元法務大臣）を訪ね日本語教育機関 6 団体の要望書を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請した。今後さらに具体的な要望事項を提出し，検討していただくことになった。

日　時：令和２年４月 10 日（金）17:00～17:30

場 所:衆議院第二議員会館
自由民主党議員:
山下貴司 衆議院議員(元法務大臣)
日本語教育機関団体:
(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語学校協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第2弾】(最終結果)

4月3日付けで,維持会員及び準会員に対して緊急アンケートを実施し,106校から回答があり,概要は次のとおり。

1. 新学期について
在学生の新学期開始時期:通常通り 42校/106校(40%)
新入生の新学期開始時期:5月中 42校/106校(40%)
授業の実施:開始遅れ分の補講を行う 55校
2. 令和2年度4学期生について
空港からの移動:学校職員が迎えに行く 80校
自宅待機の待機場所:学校の寮に入居 79校
自宅待機期間の対応:検温など体調チェック 86校
授業料の扱い方:補講等でフォローするので返金しない 51校/106校(48%)
3. 令和2年10月期生の募集状況
現地へ募集活動に行けない等により影響がある 65校/106校(61%)
4. 講師の働き方
勤務への影響:非常勤講師の休業がある 72校
講師の休業補償:補償はしない 32校/106校(30%)
5. 日本政策金融公庫等による融資支援:申込を検討中 25校/106校(24%)
6. 雇用調整助成金の支給:申込を検討中 43校/106校(41%)

○令和2年4月13日(月)

中川正春議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟会長代行 中川正春氏に日本語教育機関6団体の要望書を提出し,日本語教育機関に対する支援を要請した。

衆議院議員会館で6団体の代表等と会合が予定されていたが,当日中止となり,中川先生が各団体の出席者1人1人に電話され要望等を聴取された。

日振協佐藤理事長からは,先般の共同会派のヒアリングのお礼を申し上げ,とくに在学中の留学生が,留学生活を継続することが困難になっており,とくに緊急の支援が必要である旨を伝えた。

○令和2年4月14日(火)

日本語教育推進議員連盟幹部会の開催

日本語教育推進議員連盟「第12回総会」が予定されていたが,中止となり「幹部会」が開催された。

総会で配布の資料として,日本語教育機関6団体の要望書を日本語教育推進議員連盟会長河村建夫氏に提出,日本語教育機関への支援を要請した。

また,日振協からは,日本語教育推進法附則第2条の日本語教育機関の制度の整備について,政府が進める「基本方針(案)」について「早急に検討を始め,できるだけ早期に必要な措置を講じる」旨の意見書を提出

した。

○令和 2 年 4 月 17 日（金）

片山さつき議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会委員長　片山さつき氏に日本語教育機関6団体の要望書を提出し，外国人労働者等特別委員会（24日開催予定）で検討いただいた上で，日本語教育機関への支援を要請した。

【日本語教育機関関係 6 団体】新型コロナウイルス感染症による影響アンケートを実施

日本語教育機関関係 6 団体は，この度の新型コロナウイルス感染症による前代未聞の業界の危機にあたり，政府，政党及び関係機関に対し，共同して支援要請の陳情を行っており，その陳情をより効果的に行えるようアンケートを実施しました。

○令和 2 年 4 月 20 日（月）

日本語教育推進議員連盟河村会長等に要望書を送付

日本語教育機関関係6団体は，日本語教育推進議員連盟の河村建夫会長，馳浩議員，中川正春議員，里見隆治参議院議員，石橋通宏参議院議員に，新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援についての要望書を送付しました。

○令和 2 年 4 月 21 日（火）

公明党に要望書を送付

日本語教育機関関係6団体は，公明党新型コロナ感染症対策本部本部長　斉藤鉄夫氏，事務局長高木美智代氏,公明党文部科学部会長浮島智子氏，公明党法務部会長濵地雅一氏に，新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援についての要望書を送付しました。

特別定額給付金（仮称）の概要について

令和 2 年 4 月 21 日，総務省ホームページに特別定額給付金（仮称）の概要について公開されました。令和 2 年 4 月 27 日（基準日）現在，住民基本台帳に記載されている外国人留学生は，給付対象者となります。

詳細については総務省 HP に掲載されました。

閣議後の高市総務大臣の記者会見が非常に参考になりますので是非ご覧ください。

○令和 2 年 4 月 23 日（木）

特別定額給付金(仮称)事業の概要等について(御連絡)

日振協の佐藤理事長から日本語教育機関代表者あてに標記の件に付いて，別紙資料6の内容の連絡を行いました。

○令和 2 年 4 月 24 日（金）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在留カード関係の届出・申請に係る受付期間の延長について

出入国在留管理庁から「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための在留カード関係の届出・申請に係る受付期間の延長について」の掲載について連絡がありました。

本件については，出入国在留管理庁のホームページに掲載されておりますので，お知らせします。

○令和 2 年 5 月 7 日（木）

日本語教育機関に活用いただける支援策について

出入国在留管理庁から日本語教育機関に活用いただける支援策についての資料をお送りいただきました。

○令和 2 年 5 月 11 日(月)

日本語教育機関の経済的に困窮する留学生への緊急支援についての要望書を送付

日本語教育機関関係 6 団体は，5 月 11 日に提出するとともに，従前要望してきた国会議員の先生方にも困窮する留学生の緊急支援に絞った要望を再度提出したところであります。

・要望書提出先

関係省庁：文部科学大臣
法務大臣
出入国在留管理庁長官

日本語教育推進議員連盟関係：
河村建夫　日本語教育推進議員連盟会長
中川正春　日本語教育推進議員連盟会長代行
馳　浩　日本語教育推進議員連盟事務局長
石橋通宏　日本語教育推進議員連盟事務局次長
里見隆治　日本語教育推進議員連盟事務局次長

自民党関係：
岸田文雄　政務調査会会長
片山さつき　外国人労働者等特別委員会委員長
木原誠二　政務調査会副会長
山下貴司　衆議院議員(元法務大臣)

公明党関係：
斉藤鉄夫　新型コロナウイルス感染症対策本部長
高木美智代　政務調査会会長代理
浮島智子　文部科学部会長
濱地雅一　法務部会長
西田実仁　参議院会長

2020年度日本留学試験(第1回)実施の中止について(お知らせ)

令和 2 年 6 月 21 日(日)実施予定の 2020 年度日本留学試験(第1回)については，新型コロナウイルス感染症の拡大により中止することになり，詳細については日本学生支援機構 HP に掲載されました。

○令和 2 年 5 月 19 日(火)

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) について(お知らせ)

文部科学省より，新型コロナウイルス感染症拡大による影響で，経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が，学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」について，お知らせがあった。

2020 年第 1 回日本語能力試験(国内試験)実施の中止について(お知らせ)

令和 2 年 7 月 5 日(日)実施予定の 2020 年第 1 回日本語能力試験(国内試験)については，新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりました。

詳細については日本国際教育支援協会のホームページに掲載されました。

○令和 2 年 5 月 20 日(水)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う日本語教育機関への支援について(要望書提出)

日本語教育機関及び日本語教育機関の留学生に対する支援について，日本語教育推進議員連盟へ日本語教育機関6団体で要望書及び報告書を提出しました。

○令和 2 年 5 月 22 日(金)

【文部科学省】学生支援緊急給付金（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の申請及び選考について（周知）

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について，日振協ホームページ追加情報を掲載しました。

・重要（文部科学省事務連絡より）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で，経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が，学びを継続できるよう実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について，スマートフォンを活用した申請システムを案内させていただきます。

また，選考にあたっての留意点を改めてお知らせします。

本件について，在籍する学生等へ周知していただくとともに，支給を希望する学生等の審査，とりまとめについてご協力をお願いします。

○令和２年５月 27 日（水）

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）推薦方法について（依頼）

文部科学省より「学生支援緊急給付金給付事業」について，推薦方法のお知らせをいただきました。

・重要（文部科学省事務連絡より）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で，経済的困難な状況に陥っている留学生が，学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」について，各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の推薦方法等を案内させていただきます。

○令和２年５月 29 日（金）

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）に係る学生等の選考について（依頼）

文部科学省より「学生支援緊急給付金給付事業」について，学生等の選考についてお知らせをいただきました。

・重要（文部科学省事務連絡より）

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で，経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が，学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」を実施します。本事業について，在籍する学生等へ周知していただくとともに，支給を希望する学生等の選考，とりまとめに引き続きご協力をお願いします。

○令和２年６月４日（木）

【最終結果】新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第３弾】について（回答）

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し，102 校から回答があり，概要は次のとおり。

1. 在日学生について

オンライン授業の実施について：通常の授業と同じ	46 校/102 校（47%）
対面授業の再開時期について：6 月上旬から開始予定	46 校/102 校（47%）
対面授業の段階的な再開について：通常通りの授業を行う	57 校
授業不足分の補填について：夏休みなど長期休暇で補填する	58 校

2. 未入国学生（令和２年４月生）について

授業の実施について：オンライン授業を行っている	36 校/102 校（37%）
オンライン授業の実施状況について：通常よりも少ない	34 校/102 校（35%）
授業料の扱い方：補講等でﾌｫﾛｰをするので返金しない	39 校/102 校（40%）

3. 令和２年４月生について

既に入国している：1 割以下	60 校
査証(ビザ)が下り次第随時入国する：8～9 割程度	22 校

入国キャンセル:1 割以下　72 校
7 月・10 月入学に変更:1 割以下　34 校
入学キャンセル者の納付金の扱い方:授業料を返金する　51 校
4. 令和2年7月生について
申請状況:募集なし　44 校/102 校(45%)
交付状況:募集なし　44 校/102 校(45%)
5. 融資支援について:申込中(準備中含む)　19 校/102 校(19%)
6. 持続化給付金について:申込中(準備中含む)　33 校/102 校(34%)
7. 雇用調整助成金の支給について申込中(準備中含む)　36 校/102 校(37%)

○令和 2 年 6 月 5 日(金)

日本語教育機関 6 団体代表と文科省，文化庁，入管庁との意見交換会の開催

この意見交換会は，出入国在留管理庁の主催で行われたものである。

(テーマ)

文部科学省:学生支援緊急給付金について

出入国在留管理庁:在留資格認定証明書交付申請の際の提出書類について

(文部科学省及び出入国在留管理庁との意見交換会議事要旨)

1. 日時，場所

2020 年 6 月 5 日(金)11:00～12:15，法務省会議室

2. 出席者

①文科省・文化庁

・高等教育局学生・留学生課

・文化庁国語課

②入管庁

・在留管理支援部在留管理課

③6 団体

・(一財)日本語教育振興協会　理事長　佐藤　次郎

・(一財)日本語教育振興協会　理事　加藤　早苗

・(一社)全国日本語学校連合会

・(一社)日本語学校ネットワーク

・全国専門学校日本語教育協会

・(一社)全国各種学校日本語学校協会

・(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 6 月 26 日(金)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載資料の更新について

出入国在留管理庁ホームページに「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について」等の掲載資料が更新された。

○令和 2 年 7 月 2 日(木)

【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の掲載資料が更新された。

○令和 2 年 7 月 3 日(金)

【文部科学省】学生支援緊急給付金給付事業(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』) 2次推薦に係る配分額等について(依頼)

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の2次推薦に係る配分額等について，お知らせがありました。

○令和 2 年 7 月 29 日（水）

【出入国在留管理庁】【御連絡】再入国許可を有する外国人留学生等の再入国手続について

出入国在留管理庁より，次のようなお知らせがありました。

7 月 22 日の新型コロナウイルス感染症対策本部において，現在出国中の再入国許可者の再入国から順次開始すべく検討することとして決定されていたところですが，29 日夜，再入国にあたっての具体的な手続が公表されましたのでお知らせいたします。

＜在留資格を有する外国人の再入国について（7 月 29 日）＞

現在，水際措置の強化にかかる措置として，入国拒否対象地域に 14 日以内に滞在した外国人については特段の事情がない限り入国拒否の対象となっています。今回の決定で，入国拒否対象地域指定以前に我が国を出国した再入国許可保持者は，8 月 5 日より，本邦への再入国が認められることになります。（※入国拒否地域指定後に日本を出国した者で，特段の事情にあたらない者は再入国が認められません。入国拒否地域の指定日が分からない場合は，下記関連HPや在外公館に御確認いただくようお願いいたします。）

再入国に際しては，居住国に所在する日本国大使館/総領事館（在外公館）において「再入国関連書類提出確認書（以下「確認書」という。）」の発給を受けるとともに，日本入国（搭乗予定航空便の出発時刻）前 72 時間以内に受けた PCR 検査の「検査証明」の提示が必要となります。確認書については 7 月 29 日より各在外公館において申請受付を開始しておりますので，再入国を希望する学生等は速やかに申請を行ってください。

※お住まいの国が無症状の方への検査を行わない方針をとっている場合には，検査結果を入手できる国・地域に一旦赴き，そこで出国（搭乗予定航空便の出発時刻）前 72 時間以内の PCR 検査証明を取得していただくことになります。御自身で探すのが難しい場合は，現地の関係機関や在外公館に相談してください。

※詳細は，下記リンクを御参照ください。

・外務省HP「在留資格を有する外国人の再入国について」：
（和文）https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html
（英文）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page4e_001074.html

・外務省HP「再入国の際に必要な手続・書類等」：
（和文）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html
（英文）https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page25e_000334.html

また，入国にあたっては，日本政府の水際対策において，空港でのPCR検査の実施や 14 日間の自宅等における待機，公共交通機関を使用しないことなどが要請されております。必ず事前に 14 日間の待機場所とそこへの移動手段を確保するなど，学生等への周知並びに御指導を改めてお願いいたします。（各HPにおいて，英語等でも情報が掲載されておりますので，日本語の理解が難しい学生等への周知の工夫もお願いいたします。）

（参考・関連HP）

・厚労省HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」：
（和文）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1-1
（英文）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00003.html#Q1-1

・法務省HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」：
http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

・官邸HP「新型コロナウイルス感染症対策本部」：
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

各日本語教育機関におかれましては，一時帰国中の外国人留学生等と密に連絡を取っていただき，入国後のサポートが必要な学生等への対応についてご検討をお願いいたします。

また，各日本語教育機関における感染症拡大防止策への対応については，引き続き徹底して努めていただきますようよろしくお願いいたします。

○令和２年８月５日（水）

中川 正春衆議院議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員に，日本語教育機関関係６団体の要望書を提出し，支援を要請しました。

日時：令和２年８月５日(水) 13:00～14:00
場所：衆議院第１議員会館
要望先：中川 正春衆議院議員
出席者：6 団体事務局 ２名

○令和２年８月６日（木）

日本語教育機関6団体代表と出入国在留管理庁との意見交換会の開催

出入国在留管理庁の主催で，日本語教育機関6団体と出入国在留管理庁との意見交換会が開催されました。

日時：令和２年８月６日(木)14:00～14:45
場所：法務省(19 階特別会議室)
法務省：法務大臣政務官
出入国在留管理庁：在留管理支援部在留管理課
在留管理支援部審判課
出席団体：(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

日本語教育機関関係６団体を代表して(一財)日本語教育振興協会佐藤理事長が，政務官に要望書を提出しました。

○令和２年８月 12 日（水）

馳 浩衆議院議員に要望書を提出

日本語教育推進議員連盟事務局長馳 浩衆議院議員に日本語教育機関関係６団体の要望書を提出し，支援を要請しました。

日時：令和２年８月 12 日(水)11:00～11:30
場所：衆議院第１議員会館
要望先：馳 浩衆議院議員
天野 健太郎秘書(同席)
出席団体：(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 8 月 13 日(木)

木原 誠二衆議院議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会副会長木原 誠二衆議院議員に日本語教育機関関係 6 団体の要望書を提出し，支援を要請しました。

日時:令和2年8月13 日(木)16:00～16:50
場所:衆議院第一議員会館
要望先:木原 誠二衆議院議員
出席団体:(一財)日本語教育振興協会評議員 中西 郁太郎
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 8 月 14 日(金)

【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」が更新された旨の連絡がありました。

・出入国在留管理庁ホームページ
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html
・日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について
https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200814covid1n.pdf

○令和 2 年 8 月 19 日(水)

浮島 智子衆議院議員及び里見 隆治参議院議員に要望書を提出

公明党文部科学部会長浮島 智子衆議院議員及び日本語教育推進議員連盟事務局次長里見 隆治参議院議員に日本語教育機関関係 6 団体は，新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本語教育機関への支援等について要望書を提出し，支援を要請しました。

1. 浮島議員
日時:令和 2 年 8 月 19 日(水) 10:45～11:15
場所:衆議院第 2 議員会館
要望先:浮島 智子衆議院議員
下野 六太参議院議員(福岡県選出)(同席)
出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

2. 里見議員
日時:令和 2 年 8 月 19 日(水) 13:00～14:00
場所:参議院議員会館
要望先:里見 隆治参議院議員
黒田 泰広秘書(同席)
出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 8 月 19 日(水)

片山 さつき参議院議員に要望書を提出

自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会委員長片山 さつき参議院議員に日本語教育機関関係 6 団体は，新型コロナウイルス感染症拡大に伴う日本語教育機関への支援等について要望書を提出し，支援を要請しました。

日時:令和 2 年 8 月 19 日(水)15:30～16:30
場所:参議院議員会館
要望先:片山 さつき参議院議員
出席団体:(一財)日本語教育振興協会評議員 中西 郁太郎
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 8 月 21 日(金)

文部科学省及び文化庁への要望について

日本語教育機関6団体は文部科学省及び文化庁に入国制限の早期緩和について要望するともに，意見交換をいたしました。

日時:令和 2 年 8 月 21 日(金)11:00～12:00
場所:文化庁第二会議室
文部科学省:高等教育局 学生・留学生課
文化庁:国語課
出席団体:(一財)日本語教育振興協会理事 加藤 早苗
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 2 年 8 月 27 日(木)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金について

・学生支援緊急給付金について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」について，各機関から日本学生支援機構への対象となる留学生の追加推薦に係る配分額のご案内についてお知らせがありました。

○令和 2 年 8 月 27 日(木)

日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン(初版)について

日本語教育機関関係 6 団体で，「日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン 初版」を作成しました。

○令和 2 年 9 月 2 日(水)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から，新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

〔更新等した内容〕

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について

②外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について

③個別の事情に応じて特段の事情があるものとして入国・再入国を許可することのある具体的な事例

④FRESCヘルプデスクについて

〔掲載場所URL〕

http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf

http://www.moj.go.jp/content/001327504.pdf

○令和２年９月 10 日（木）

駒 浩自由民主党 教育再生実行本部本部長に要望書を提出

自由民主党 教育再生実行本部本部長 駒 浩 議員宛に日本語教育機関関係６団体事務局から要望書を提出，参考資料として「日本語学校のコロナ禍における現状と展望」も併せて提出しました。

○令和２年９月 14 日（月）

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請期限の延長等について

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請期限の延長等について，お知らせしました。

〔新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を利用する際の申請期限等に関する周知要請について〕

https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200917covid19k1.pdf

〔新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました〕

https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200917covid19k2.pdf

○令和２年９月 23 日（水）

中川 正春日本語教育推進議員連盟会長代行訪問

日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員を日本語教育機関関係６団体が訪問し，推進法附則第２条の類型化等について意見交換しました。

日時：令和２年９月 23 日(水)9:30～10:40

場所：衆議院第１議員会館

出席者：佐藤理事長，中西評議員 他に６団体関係者６名

提出資料：日本語教育推進法附則第 2 条の類型化について(令和２年９月 14 日)

○令和２年９月 24 日（木）

日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第二版）について

この度，日本語教育機関関係6団体が作成した日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン(第二版)が内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に承認され，業種別ガイドライン〈https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200924〉の12ページ「7. 自動車教習所，学習塾等」に掲載されました。

・ガイドライン（第二版）

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2254&f=news

○令和２年９月 25 日（金）

【内閣官房（国家安全保障局）】国際的な人の往来の再開について

新型コロナウイルス感染症対策本部において，標記の「国際的な人の再開」について審議の上，公表されま

した。
日振協はじめ日本語教育機関関係6団体は，留学生の入国制限早期緩和について関係省庁，各政党，国会議員の先生方に要望してまいりましたが，10 月 1 日から日本語学校の留学生も条件付きで入国できるようになりました。
首相官邸ホームページより
新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況
・第 43 回(令和 2 年 9 月 25 日開催)資料
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020925.pdf
・国際的な人の往来の再開について(資料4参照)
https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20200928ma.pdf

○令和 2 年 10 月 1 日(金)
【出入国在留管理庁】「国際的な人の往来の再開の状況」及び「申請取次制度」について
出入国在留管理庁から，「国際的な人の往来の再開の状況」及び「申請取次制度」についてお知らせがありました。

【国際的な人の往来の再開の状況について】
✓法務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について)：
http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html)における周知状況
・国際的な人の往来の再開の状況(概要)(令和 2 年 9 月 28 日現在)：
http://www.moj.go.jp/content/001326711.pdf
・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について(令和 2 年 9 月 28 日現在)：
http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf
✓外務省ホームページにおける周知状況
・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
・国際的な人の往来再開に向けた段階的措置(外国人の方が利用される際の査証の申請について)：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html
【申請等取次制度のホームページについて】
✓法務省ホームページにおける周知状況
・申請等取次制度について：
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00262.html

○令和 2 年 10 月 5 日(月)
【文部科学省】外国人留学生の入国に関する対応について
文部科学省のホームページに外国人留学生の入国に関する対応について掲載されました。
https://www.mext.go.jp/content/20201005-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

○令和 2 年 10 月 14 日(水)
【出入国在留管理庁】日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について
出入国在留管理庁から「日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」が更新された旨の連絡がありました。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html

○令和 2 年 10 月 19 日(月)
新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第4弾】について(最終結果)
新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し，87 校から回答があり，概要は次

のとおり。

1. 入国制限の緩和に伴う入国者数の見込みについて
   令和 2 年 4 月期生について:入国見込み者　2,804 人/4,361 人(64%)
   令和 2 年 7 月期生について:入国見込み者　1,092 人/1,740 人(63%)
   令和 2 年 10 月期生について:入国見込み者　1,217 人/2,265 人(54%)
2. 令和 3 年 1 月期生及び 4 月期生の在留資格認定証明書の申請見込みについて
   令和 3 年 1 月期生について:少ない　18 校
   令和 3 年 4 月期生について:少ない　60 校
3. 入国制限緩和に伴う入国手続への対応について
   入国後 14 日間の待機場所について:学校の寮(提携先含む)　47 校
   空港から待機場所への移動について:学校職員が迎えに行く　59 校
   待機場所での管理体制(外部の者との不接触などの指導)の確保について:検討中　53 校
4. 未入国者の入国遅延に伴う修学期間の方針について
   授業の実施にいて:出入国在留管理庁の対応を見て検討　47 校(55%)
5. 在日学生に対する現在の授業の実施状況について
   オンライン授業の実施について(1 日当たりの授業時数):通常の授業と同じ　40 校(47%)
   対面授業の再開月について:6 月から開始　55 校
   対面授業の実施方法について:通常通り行う　56 校
   授業不足分の補填について:夏休みなど長期休暇で補填　40 校
6. 未入国学生に対する授業等の実施について
   授業等の実施について:オンライン授業を行っている　36 校(42%)
   オンライン授業の実施について:通常よりも少ない　30 校(39%)
   授業料の扱い方:補講・オンライン授業等の実施により返金しない　31 校(36%)
7. 公的な各種支援の利用状況等について
   融資支援について:申込まない　34 校
   持続化給付金について:既に融資を受けている　25 校
   家賃支援給付金について:申込まない　31 校
   雇用時調整助成金について:既に融資を受けている　28 校
   文部科学省学生支援緊急給付金の受給について
   受給者数:1,071 名
   対象となる学生の要件に適合したが，配分額の関係で給付されなかった者がいる場合にその人数:169 名

○令和 2 年 10 月 19 日(月)

【御連絡】法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援)掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援)が更新された旨の連絡がありました。

(以下，出入国在留管理庁からの連絡)

標記の件につき，新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な(元)中長期在留者からの在留諸申請については，従前，2020年以降に教育機関を卒業した元留学生は「特定活動(6月)」への変更を許可する取扱いとし，2020年以前に教育機関を卒業した者や教育機関を除籍・退学となった者は同取扱いの対象外としておりましたが，依然として帰国が困難な状況が継続していることから，同取扱いの対象を拡大し，教育機関の卒業の時期や有無を問わないこととなりました。

上記取扱いの変更に伴い，法務省ホームページ(外国人の在留申請・生活支援(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00154.html))における掲載情報を更新してお

りますので，御確認いただきますようお願いいたします。

【更新したページ】
●「（２）帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱い（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html）」
●「(4)留学生及び日本語教育機関に係る取扱い（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html）」

○令和２年 10 月 21 日（水）
日本語教育推進議員連盟の第 13 回総会
日本語教育推進議員連盟(以下「日本語議連」という。)の第 13 回総会が令和２年 10 月 21 日(水)13 時から衆議院第２議員会館・第１会議室で開かれ，日振協からは，佐藤次郎理事長及び丸山茂樹理事が出席しました。
入管からは，入国制限緩和状況の報告があり，６団体からの要望について，回答をもらった。
①厚労省：地方空港でも受入れができるよう引き続き検査体制を整えていく。
→とにかく，早くと重ねてお願いした。
②入管庁：新規入国の留学生の在籍期間の延長については，柔軟に対応する。
（議事）
1. 日本語教師の資格創設について
2. 日本語学校の類型化に関する検討状況について
3. 外国人留学生等の入国制限緩和について
4. 質疑応答・意見交換
（関係省庁出席者）
文化庁，文部科学省，出入国在留管理庁，外務省，厚生労働省，経済産業省，総務省，内閣府，衆議院法制局

○令和２年 10 月 30 日（金）
【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金に関する調査について
文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の今後の検討に向けた調査についての御案内をお知らせいただきました。

○令和２年 10 月 30 日（金）
【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について
出入国在留管理庁から法務省ホームページ（日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について）が更新された旨の連絡がありました。
（更新内容）
「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」
（掲載場所URL）
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html

○令和２年 11 月５日（木）
【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について
出入国在留管理庁から，新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡をいただきました。
［更新内容］
①「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について」(PDF)
②「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」(PDF)
（いずれの資料についても「日本語教育機関留学生（令和3年1月期生まで）について，新型コロナウイルス感

染症の感染拡大の影響により進学・就職に支障が生じる場合は，通常認められる2年間を超える場合であっても，当初の課程終期から最長1年間に限り，進学・就職時期まで留学の在留期間更新を認める」という取扱いの反映が主な更新点です。）

［掲載場所URL］

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html

✓関連情報

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

・日振協ホームページ https://www.nisshinkyo.org/news/covid19.html

〇令和 2 年 11 月 6 日（金）

お礼状の提出

・浮島　智子衆議院議員

浮島智子氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時：令和 2 年 11 月 6 日（金）10：20

場所：衆議院第二議員会館

自由民主党議員：

浮島智子　衆議院議員（元文部科学副大臣，文部学部会長）

日本語教育機関団体：

（一財）日本語教育振興協会　佐藤理事長

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

（一社）全国各種学校日本語学校協会

・里見　隆治参議院議員

日本語教育推進議員連盟事務局次長　里見隆治氏を訪ね日本語教育機関 6 団体の要望書について説明，公明党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時：令和 2 年 11 月 6 日（金）

場所：参議院議員会館

自由民主党議員：

里見　隆治　日本語教育推進議員連盟事務局次長

日本語教育機関団体：

（一財）日本語教育振興協会　佐藤理事長

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

（一社）全国各種学校日本語学校協会

✓11 月 6 日に，次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。

・髙瀬　弘美参議院議員

・佐々木　さやか参議院議員

・安江　のぶお参議院議員

・新妻　秀規参議院議員

・高木　美智代衆議院議員

・斉藤　鉄夫衆議院議員

・大口　善徳衆議院議員

・石川　博崇参議院議員

・國重 徹衆議院議員

○令和 2 年 11 月 11 日(水)

・山下 貴司衆議院議員

山下 貴司氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和 2 年 11 月 11 日(水)13:15

場所:衆議院第二議員会館

自由民主党議員:

山下貴司 衆議院議員(元法務大臣)

日本語教育機関団体:

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

・中川 正春衆議院議員

日本語教育推進議員連盟会長代行 中川 正春氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出，立憲民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和 2 年 11 月 11 日(水)13:45

場所:衆議院第一議員会館

立憲民主党議員:

中川 正春 日本語教育推進議員連盟会長代行

日本語教育機関団体:

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

✓11 月 11 日に，次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。

・馳 浩衆議院議員

○令和 2 年 11 月 12 日(木)

・木原 誠二衆議院議員

11 月 12 日に木原 誠二氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時:令和 2 年 11 月 12 日(木)10:30

場所:衆議院第一議員会館

自由民主党議員:

木原誠二 衆議院議員(内閣委員長)

日本語教育機関団体:

(一財)日本語教育振興協会

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語学校協会

・片山さつき参議院議員

11 月 12 日に自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会委員長　片山さつき氏を訪ね日本語教育機関 6 団体のお礼状を提出，自由民主党，政府へ日本語教育機関への支援を要請しました。

日時：令和 2 年 11 月 12 日（木）11:00
場所：参議院議員会館
自由民主党議員：
　　片山さつき　衆議院議員（外国人労働者等特別委員会委員長）
日本語教育機関団体：
　　（一財）日本語教育振興協会
　　（一社）全国日本語学校連合会
　　（一社）日本語学校ネットワーク
　　（一社）全国各種学校日本語学校協会

✓11 月 12 日に，次の国会議員の秘書にお礼状を渡しています。
　　・岸田　文雄衆議院議員

○令和 2 年 11 月 13 日（金）

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から，新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

［更新内容］
「［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」
・問8について，「日本語教育機関留学生（令和3年1月期生まで）について，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により進学・就職に支障が生じる場合は，通常認められる2年間を超える場合であっても，当初の課程終期から最長1年間に限り，進学・就職時期まで留学の在留期間更新を認める」という取扱いに係る留意点を追記しました。
・関係省庁のホームページ情報を最新版に更新しました。
［掲載場所URL］
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00157.html

✓関連情報
新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
・日振協ホームページ https://www.nisshinkyo.org/news/covid19.html

【文部科学省】大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（周知）

文部科学省から各大学等に対し，外国人留学生へのきめ細やかな対応を含む感染症対策の注意事項について通知されました。

○令和 2 年 12 月 4 日（金）

【出入国在留管理庁】東京出入国在留管理局における申請予約システム・在留カード後日交付について

出入国在留管理庁から，東京出入国在留管理局独自の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として，申請予約システム及び在留カード後日交付の運用を開始することについて連絡をいただきました。
・東京出入国在留管理局申請予約システムの運用開始について（令和 2 年 12 月 7 日から）
http://www.moj.go.jp/isa/content/001334634.pdf
・東京出入国在留管理局における在留カード後日交付の運用開始について（令和 2 年 12 月 14 日から）
http://www.moj.go.jp/isa/content/001334529.pdf
【掲載場所URL】

http://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/index.html

本制度は，東京出入国在留管理局における措置であり， 他の地方出入国管理官署において利用できるものではありません。東京出入国在留管理局管内出張所及び横浜支局は対象となりませんので，御留意願います。

〇令和 2 年 12 月 11 日（金）

【文部科学省】学生支援緊急給付金の再追加配分について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金給付事業」の再追加配分額等についてお知らせがありました。

〇令和 2 年 12 月 26 日（土）

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新（12月26日時点版）された旨の連絡がありました。

【更新内容】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ，上陸拒否等の取扱いに係るホームページについて，以下の箇所を更新しておりますので，御確認よろしくお願いいたします。

・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる上陸拒否措置及び国際的な人の往来の再開状況について」
　1（1）なお書き（赤字部分）部分

・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」
　2（2）カのなお書き以下の部分

・「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」
　1の注3

【掲載場所URL】

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

〇令和 2 年 12 月 26 日（土）

【文化庁】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について以下のような連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受け，全ての国・地域からの外国人の新規入国を一時停止する等の新たな水際対策措置が決定され，外務省海外安全HPにその内容が公表されておりますのでお知らせします。

詳細は下記ホームページのリンクをご確認頂ければと思いますが，概要などについてはメール本文にもお知らせいたします。

なお，本取り扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がありますので，外務省ホームページ等により最新の状況をご確認頂けますと幸いです。

【主な関係 HP】

✓国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請【外務省 HP】
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

✓新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置(2020 年 12 月 26 日)【外務省 HP】
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C090.html

✓日本への入国/再入国/帰国の際に利用可能な枠組み(2020 年 12 月 26 日時点)【外務省 HP】
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100131154.pdf

✓新型コロナウイルス感染症に関する南アフリカ・オーストラリア・英国に対する新たな水際対策措置（2020 年 12 月 25 日）【外務省】
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C089.html

＜海外安全HP「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」（概要など）＞

✓全ての国・地域からの新規入国の一時停止
昨年10月1日から，防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として，原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが，昨年12月28日から本年1月末までの間，この仕組みによる全ての国・地域（既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く）からの新規入国を拒否することとなります。
⇒「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」によるレジデンストラック及びそれに準じた枠組み（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html#section3）に関し，28日以降，全ての国・地域から，外国人が新規で入国することは認められないこととなりました。
なお，この仕組みを使うことを前提とした発給済みの査証を所持する者については，原則として入国を認められますが，本邦への上陸申請日前14日以内に英国または南アフリカにおける滞在歴のある者，令和3年1月4日午前0時（日本時間）以降の入国者で，本邦への上陸申請日前14日以内に感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）対象国・地域における滞在歴のある者は除かれています。（入国できません。）

✓全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止
（日本国籍者も対象）
本年11月1日から，日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に，全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に，防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に，14日間待機緩和を認めているところですが，昨年12月28日から本年1月末までの間，この仕組みによる全ての国・地域（既に12月23日及び25日に決定を行っている英国及び南アフリカを除く）からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めないこととします。
⇒英国については12月24日以降，南アフリカについては12月26日以降，それぞれ既に本措置の対象となっています。

✓検疫の強化
国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカを除く）（注1）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について，昨年12月30日から本年1月末までの間，出国前72時間以内の検査証明を求めるとともに，入国時の検査を実施します。検査証明を提出できない方に対しては，検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請します。
該当する国・地域は，外務省及び厚労省において確認の都度，指定し公表する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
本邦への上陸申請日前14日以内に注1の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とする。
上記に基づく措置は，12月30日午前0時（日本時間）から行うものとします。
今後指定された国・地域については，指定の日の4日後の日の午前0時から実施する。
⇒ 英国については12月27日から，南アフリカについては12月29日から，出国前72時間以内の検査証明を求められております。
また，当分の間，新たに帰国時の位置情報の保存等（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求められることとなるので注意してください。
✓南アフリカへの短期渡航の自粛要請（日本国籍者も対象）
南アフリカには現在，感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しています。
日本在住の日本人及び在留資格保持者に対し，日本への帰国・再入国を前提とする南アフリカへの短期渡航を当分の間，自粛するよう改めて要請します。
⇒ 英国に加え，南アフリカについても自粛要請が出されています。
✓変異株流行国からの入国者の宿泊施設での待機及び検査
12月26日以降，英国及び南アフリカ共和国からの入国者については，検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求めます。その上で，入国後3日目において，改めて検査を行い，陰性と判定された者については，検疫所が確保する宿泊施設を退所し，入国後14日間の自宅等での待機を求めることと

します。
なお，英国及び南アフリカ共和国からの入国者のうち，出国前72時間以内の検査証明を入国時に提出できない日本人について，検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機を求めている取扱いは，従前のとおりです。
※　上記措置の対象者は，本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある方です。
⇒　12月26日以降，英国及び南アフリカ共和国からの入国者について，検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する食博施設に限る。）での待機を求められることとされていますので，ご注意ください。
✓外国人留学生の新規入国について
（1）全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置による査証発給を受けている場合
　感染症危険情報レベル3：1月4日以降は入国できません。
　また，新規の査証申請も受理されません。
　感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国が可能です。
　新規の査証申請は受理されますが，慎重審査のため当面査証発給は行われない見込みです。

（2）二国間のレジデンス・トラックによる査証発給
　※現在，運用が開始されているレジデンス・トラック対象国・地域は，タイ，ベトナム，マレーシア，カンボジア，ラオス，ミャンマー，台湾，シンガポール，ブルネイ，韓国，中国の各国・地域です。
　感染症危険情報レベル3：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。
　また，新規査証発給も可能です。
　感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。
　また，新規査証発給も可能です。

○令和３年１月６日（水）
【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について
　出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新（12月26日時点版）された旨の連絡がありました。
【更新内容】
　新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ，上陸拒否等の取扱いに係るホームページについて，以下の箇所を更新しておりますので，御確認よろしくお願いいたします。
・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかかる上陸拒否措置及び国際的な人の往来の再開状況について」
　1（1）なお書き（赤字部分）部分
・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」
　2（2）カのなお書き以下の部分
・「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」
　1の注3
【掲載場所URL】
　http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

○令和３年１月７日（木）
　文化庁を通じ，日本語教育機関６団体に対し，東京都外国人新型コロナ生活相談センターから，以下の内容について，注意喚起して欲しい旨の依頼を受けました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（以下，文化庁からの連絡）
日本語教育機関　各位

　学生がコロナ陽性となり療養した場合の復学トラブルが多発しておりますので，東京都外国人新型コロナ生活相

談センターの依頼によりご連絡いたします。各機関におかれましては，学生のコロナ療養後の復学については，適切にご対応いただきたく，よろしくお願いいたします。なお，本件は，東京都の事例ですが，他の地域においても参考になると思われますので，東京都以外の日本語教育機関にも通知させていただいております。

詳細は，以下の通りです。

1，最近の復学トラブル内容
　コロナ療養後に，学生が復学する条件として，日本語学校がPCR検査の陰性証明書を課しているケースが多発している。東京都では，2020 年夏以降は療養終了時の PCR 検査は実施しておらず（自分で病院を探し，自己負担 3 万円程度で検査），代わりに保健所の基準に従い，療養終了証明書を発行しているが，学校がそれを認めない。また，それを認めるケースにおいても，東京都の療養証明書は発行に2週間程度かかることから，留学生は併せて4週間，学校に通えない状況を強いられている。さらには，それを理由に，留年するよう言い渡されるケースもある。

2，復学にあたり適切と思われる対応
　厚生労働省は，復学にあたり陰性証明の提出は不要と通知しているため，保健所又は都道府県（宿泊施設の管理者）に療養の終了が確認できた際は，PCR 検査陰性証明書や療養証明書なしに復学させる。

3，ご参考
　①厚労省ホームページ＜検査結果の証明について＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html#Q10-7
　②厚労省ホームページ＜医療機関に入院した場合の退院基準＞＜自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-6

○令和 3 年 1 月 12 日（火）
【追加情報】【情報共有】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について
　文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置の追加情報として以下のような連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水際対策強化措置に関し，1月４日付けのご連絡（日振協 HP1 月 6 日掲載）において，二国間のレジデンス・トラックによる査証発給の場合は，私費外国人留学生についても引き続き入国可能である旨をお知らせしたところですが，外務省より，レジデンス・トラックの枠組みにおいて，現在，在留資格「留学」が対象となっているのは中国・韓国のみである旨の連絡があり，これを受けて本日，大学等へ周知を行ったとのことです。
各機関におかれては既にご承知おきかもしれませんが，念のため，情報共有させて頂きます。
なお，本取扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がございます。このため，最新の査証の取扱いについては，外務省ホームページをご確認頂くとともに，各国の日本国大使館等にご確認いただくなどして最新の状況を把握頂き，ご対応いただければと思います。
水際対策措置に係るお問い合わせについては，先日のメールでお知らせした問い合わせ先などにご連絡頂けますと幸いです。
なお，一部報道において，水際対策のさらなる強化が検討されている旨の報道がありましたが，現時点では追加の情報は得られてないとのことです。
どうぞよろしくお願いいたします。

●外国人（中長期在留者等）の新規入国について
（1）全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置による査証発給を受けている場合
感染症危険情報レベル3：1月４日以降は入国できません。

また，新規の査証申請も受理されません。
感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国が可能です。
新規の査証申請は受理されます（注1）が，慎重審査のため当面査証発給は行われない見込みです。
（注1）一部，在外公館においては，申請を停止しているところもございますので，各HP等を御確認ください。

（2）二国間のレジデンス・トラックによる査証発給
※現在，在留資格「留学」も含めて運用が開始されているレジデンス・トラック対象国・地域は，韓国，中国のみ。それ以外の国・地域からの入国は（1）の取扱いとなっているとのこと。
感染症危険情報レベル3：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。
また，新規査証発給も可能です。
感染症危険情報レベル2：すでに査証発給を受けている場合は入国可能です。
また，新規査証発給も可能です。

○令和 3 年 1 月 12 日（火）
中川正春議員との意見交換
日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員と日本語教育機関6団体代表で意見交換を行った。
1．日時：2021 年 1 月 12 日 17:00～(Zoom)
2．出席者：（一財）日本語教育振興協会 佐藤次郎 理事長，加藤早苗 理事，中西郁太郎 評議員
他 6 団体関係者 10 名

○令和 3 年 1 月 13 日（水）
【情報共有】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について（出国前 72 時間以内の検査証明の提出等）
文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について以下のような連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 月 8 日，水際対策強化に係る新たな措置が決定・公表され，出発地の危険情報レベルや国籍を問わず，全ての入国者・再入国者・帰国者に対し，出国前 72 時間以内の検査証明の提出が求められることとなりましたので，以下のとおりお知らせします。
渡日予定学生の査証の取扱い（どの枠組みによるものなのか）や有効性（入国の可否）については，各国の日本国大使館等（以下，在外公館という。）によく確認するよう学生等へ周知願います。
本取扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性がありますので，外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに，引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう，よろしくお願いいたします。

●水際対策強化に係る新たな措置（1 月 8 日公表）の概要
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発出に伴い，同解除宣言が発せられるまでの間，全ての入国者・再入国者・帰国者に対し，出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに，入国時の検査を実施する。

（1）非入国拒否対象国・地域（危険情報レベル2の国・地域。但し，国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域を除く※）から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者（ビジネストラック及びレジデンストラックの利用者を除く）について，新たに，出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに，入国時の検査を実施する。

（2）入国拒否対象国・地域（危険情報レベル3の国・地域。但し，国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政

府当局が発表している国・地域を除く※)から帰国する日本人について，新たに，出国前72時間以内の検査証明の提出を求める。
⇒ (1)及び(2)において，検査証明を提出できない者に対しては，検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)での待機を求める。その上で，入国後3日目において，改めて検査を行い，陰性と判定された者については，位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めるとともに，検疫所が確保する宿泊施設を退所し，入国後 14 日間の自宅等での待機を求めることとする。

(3)レジデンストラックを利用して新規入国する外国人について，非入国拒否対象国・地域から入国する者に対して，新たに，出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求め，それを受入企業・団体に誓約させるとともに，新たに，入国時の検査を実施する。
⇒本決定に伴い，レジデンストラックの誓約書等の必要書類に更新がございますので，最新の様式を外務省HPからご確認ください。

(注)上記に基づく措置は，令和3年1月9日午前0時(日本時間)から行うものとする。ただし，上記に基づく出国前 72 時間以内の検査証明の提出は，令和3年1月13日午前 0 時(日本時間)以降に入国・再入国・帰国する者について求めるものとする。

※「国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域」からの入国については，12 月 28 日付けで周知したとおり，当該国からの全ての入国者及び帰国者(ビジネストラック及びレジデンストラックによる入国者及び帰国者を除く)について，1 月末までの間，出国前 72 時間以内の検査証明が求められるとともに，入国時の検査を実施することとされています(https://www.mhlw.go.jp/content/000717216.pdf)。対象国・地域については，随時更新がありますのでご留意ください。

＊＊＊＊＊
＊ 厚生労働省 HP「水際対策に係る新たな措置について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf
＊ 外務省 HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

＜関連ホームページ＞
○外務省 HP「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
○厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html
○出入国在留管理庁 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」
http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

○令和 3 年 1 月 14 日(木)
【重要】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について(レジデンス・トラックの一時停止他)
　文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について以下のような連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
水際対策に関し，昨夜報道もございましたが，外務省のHPが更新されております。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
これを受け，下記の添付の内容にて高等局から各大学に対し昨日周知連絡を行っているとのことです。

その内容について情報共有させて頂きます。

【周知内容】
　変異した新型コロナウイルスが広がっていることを受けた水際対策強化措置に関し，私費外国人留学生についても，中国・韓国については，二国間のレジデンス・トラックによる枠組みで引き続き入国可能である旨をお知らせしたところですが，昨日（13日），水際対策強化に係る新たな措置が決定・公表され，レジデンス・トラックの運用が一時停止となり，この枠組みにおいての私費留学生の入国も一時停止されることになりましたのでお知らせします。
　つきましては以下の措置内容及び外務省HP等の内容を至急御確認いただきますようお願いいたします。
渡日予定学生の査証の取扱い（どの枠組みによるものなのか）や有効性（入国の可否）については，各国の日本国大使館等（以下，在外公館という。）によく確認するよう学生等へ周知願います。
　本取扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて更新される可能性がありますので，外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに，引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう，よろしくお願いいたします。

●水際対策強化に係る新たな措置（1月13日公表）の概要
（1）緊急事態解除宣言が発せられるまでの間，全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンス・トラックの運用を停止し，両トラックによる外国人の新規入国を認めない。また，「水際対策強化に係る新たな措置（4）」（令和2年 12 月 26 日）に基づく措置は，令和3年1月末までの間としているが，緊急事態解除宣言が発せられるまでの間，措置を維持するものとする。
https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201226.pdf

（注1）上記に基づく措置は，令和3年1月 14 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。

（注2） 但し，発給済みの有効な査証を所持する者については，令和3年1月 21 日午前0時（日本時間）までの間，本邦への上陸申請日前 14 日以内に英国又は南アフリカ共和国における滞在歴のある者，本邦への上陸申請日前 14 日以内に感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）対象国・地域における滞在歴のある者を除き，原則として入国を認める。

→発給済みの有効な査証を持っていても，21日午前0時以降の入国が出来なくなります。

（2）「水際対策強化に係る新たな措置」（令和2年 12 月 23 日）3．及び「水際対策強化に係る新たな措置（2）」（令和2年 12 月 25 日）3．により，英国及び南アフリカ共和国から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者に対し，当分の間，入国時に 14 日間の公共交通機関不使用，14 日間の自宅又は宿泊施設での待機，位置情報の保存等について誓約を求めているところであるが，新たに，保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずることを追加するとともに，誓約に違反した場合には，検疫法上の停留の対象にし得るほか，以下のとおりとする。
1．日本人については，氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。
2．（外国人）在留資格保持者については，氏名，国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとするとともに，出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

（注）上記の「14 日間の自宅又は宿泊施設での待機」については，「水際対策強化に係る新たな措置（3）」（令和2年 12 月 25 日）1．により，検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求めた上で，入国後3日目において，改めて検査を行い，陰性と判定された者については，検疫所が確保する宿泊施設を退所し，入国後 14 日間の自宅等での待機を求めるものとしている。

(3)上記(2)以外の全ての入国者についても，当分の間，新たに，入国時に 14 日間の公共交通機関不使用，14 日間の自宅又は宿泊施設での待機，位置情報の保存，保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について(別段の防疫上の措置を取ることとしている場合はそれらの事項について)誓約を求めるとともに，誓約に違反した場合には，検疫法上の停留の対象にし得るほか，以下のとおりとする。
1．日本人については，氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。
2．(外国人)在留資格保持者については，氏名，国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとするとともに，出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

(4)上記(2)及び(3)について，誓約書を提出しない者に対しては，検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で 14 日間待機することを要請する。

(注)上記(2)，(3)，(4)に基づく措置は，令和3年1月 14 日午前0時(日本時間)以降に入国する者に対して行うものとする。

※なお，高等局から大学等に対しては，大学等を受験する外国人入学志願者については，新型コロナウイルス感染症の影響により入国できないことによって，受験の機会を失うことがないよう，ICT を活用したオンラインによる試験の実施等の工夫により適切な対応についても併せてお願いしているとのことです。

【本件お問合せ先】
・厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)
　日本国内から:0120-565-653
　海外から:+81-3-3595-2176(日本語，英語，中国語，韓国語に対応)
・出入国在留管理庁(入国拒否，日本への再入国)
　電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446，4447)
・外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション
　電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い，日本語の「1」を選んだ後，「5」を押してください。)一部のIP電話からは，03-5363-3013

○令和 3 年 1 月 21 日(木)
【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について
出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。
【更新内容】
　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い，これまで在留資格認定証明書の有効期間の延長措置を講じているところ，現在の延長措置に基づく有効期間の終期(本年4月30日)が近づいており，かつ，昨今の状況に鑑み，本日以降，同有効期間の取扱いを変更するものです。
【掲載場所URL】
http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html
【関係資料】
・本邦に入国を予定する方に係る取扱い(PDF)
・有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請(PDF)
・在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて(PDF)
・在留資格認定証明書 Q&A(PDF)

○令和 3 年 1 月 22 日(金)
【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金に関する調査について
文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」に関する調査依頼についてのご案内をお知らせがありました。

○令和 3 年 1 月 26 日(火)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート【第 5 弾】について(最終結果)

新型コロナウイルス感染症に関する対応状況緊急アンケート結果を実施し，67 校から回答があり，概要は次のとおり。

1. 昨年 10 月以降の入国者について

令和 2 年 4 月期生について:入国見込み者	1,715 人/2,817 人(61%)
令和 2 年 7 月期生について:入国見込み者	360 人/ 859 人(42%)
令和 2 年 10 月期生について:入国見込み者	724 人/1,448 人(50%)
令和 3 年 1 月期生について:入国見込み者	53 人/ 90 人(59%)

2. 令和３年４月期生の在留資格認定証明書の申請について

令和 3 年 4 月期生について:例年と比較して少ない	49 校

3. 在日学生に対する現在の授業の実施状況について

授業の実施状況について:対面授業のみ	42 校
オンライン授業の実施について(1 日当たりの授業時数):通常の授業と同じ	20 校
対面授業の再開月について:9 月以前から	51 校
対面授業の実施方法について:通常通り行う	40 校

○令和 3 年 1 月 29 日(金)

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

【更新内容】

「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問9に，新型コロナウイルス感染症の影響により入国できない生徒について，在留資格認定証明書の有効期間に係る取扱い変更の内容を反映したものです。

【掲載場所URL】

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

○令和 3 年 2 月 10 日(水)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金の再々追加配分について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」の再々追加配分についてお知らせがありました。

○令和 3 年 2 月 19 日(金)

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

【更新内容】

[Q&A]問18に，新型コロナウイルス感染症の影響による健康診断の実施に係る対応の内容を追加したものです。

【掲載場所URL】

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

○令和 3 年 3 月 3 日(水)

【文部科学省】【御連絡】学生支援緊急給付金の調査について

文部科学省の実施する「学生支援緊急給付金」の今後の検討に向けた調査についてお知らせがありました。

○令和 3 年 3 月 5 日(金)

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について（防疫強化措置の継続・更なる強化等）

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について以下のような連絡をいただきました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【周知内容】

現在，「水際対策強化に係る新たな措置（7）」（令和3年1月13日）（https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210113_02.pdf）にて決定されているとおり，緊急事態解除宣言が発せられるまでの間，レジデンス・トラック及びそれに準ずる枠組みによる全ての国・地域からの外国人留学生等の新規入国が停止されているところですが，今回の緊急事態宣言の延長に伴い，これら措置についても継続されることとなっております。

また，先週5日に決定・公表された「水際対策強化に係る新たな措置（9）」において，防疫強化措置の更なる強化に関する事項が決定されましたのでお知らせいたします。

以下の措置内容及び関連HP等の内容を御確認いただき，学生等への適切な周知及び御指導に御協力いただきますようお願いいたします。

本取扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて更新される可能性がありますので，関連HP等により最新の状況を把握いただくとともに，引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう，よろしくお願いいたします。

●水際対策強化に係る新たな措置（3月5日公表）の概要

＜防疫強化措置の継続・更なる強化＞

(1)「水際対策強化に係る新たな措置（5）」（令和3年1月8日）において，緊急事態解除宣言が発せられるまで実施することとした，全ての入国者に対して出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに入国時の検査を実施する措置は，当分の間，継続するものとする。

⇒ 新規入国者に限らず，再入国者や日本人も対象となっております。

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf

(2)更なる強化のため，以下の防疫強化措置を，順次実施していく。

① 検査証明不所持者については，検疫法に基づき上陸等できないこととし，これにより，不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう，航空会社に要請する。

② 空港の制限エリア内において，ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施する。

③ ②に際し，スマートフォン不所持者については，スマートフォンを借り受けるよう求める。

④ 全ての入国者は，検疫等に提出する誓約書において，使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとする。

⑤ 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し，当該センターにおいて入国者に対し，入国後 14 日間の待機期間中，健康フォローアップを実施する。具体的には，位置情報の確認（原則毎日），ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施する。

注）従来，変異株流行国・地域からの入国者に対して行っていた健康状態のフォローアップについて，対象者を拡大するとともに，フォローアップ内容を強化する。

⑥ 変異株流行国・地域からの入国者については，入国後3日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後の検査として，現在実施している抗原定量検査に代えて，唾液による real-time RTPCR 検査を実施する。

⑦ 検疫の適切な実施を確保するため，変異株流行国・地域からの航空便を始め，日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し，入国者数を管理する。

⇒ 具体的な運用開始日については，現時点で明らかにされていませんが，日本人や再入国者を含むすべての入国者が対象になるものと想定されますので，学生等への適切な周知及び御指導に御協力いただきますようお願いいたします。

＜変異株流行国・地域への短期渡航の自粛要請＞

・感染症危険情報レベル3対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであるが，特に変異株流行国・地域への短期渡航，とりわけ日本への帰国を前提とする短期渡航について，当分の間，中止するよう改めて強く要請する。

⇒ 私事渡航や海外出張も含め，学生・教職員等に対し，改めて注意喚起をして頂きますようお願いいたします。

（以上）

○令和３年３月８日（月）

【日本語教育機関関係６団体】新型コロナウイルス感染症の学校経営への影響に関するアンケートを実施

日本語教育機関関係 6 団体は，新型コロナウイルス感染症による再度の入国制限を早期に緩和していただくため，政府，政党及び関係機関に対し，昨年に引き続き，陳情を行っており，陳情及び入国制限再緩和のための広報活動に使用するためアンケートを実施しました。

○令和３年３月 18 日（木）

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化に係る新たな措置について（外国人の新規入国等の一時停止の継続等）

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関する水際対策水際対策に関連して，文部科学省高等局から各大学に対し周知連絡を行っている以下の内容について，情報共有の連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【周知内容】

現在，「水際対策強化に係る新たな措置（7）」（令和3年1月13日）（https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210113_02.pdf）にて決定されているとおり，緊急事態解除宣言が発せられるまでの間，レジデンス・トラック及びそれに準ずる枠組みによる全ての国・地域からの外国人留学生等の新規入国が停止されているところですが，今回の緊急事態宣言解除後も，これら措置については当分の間継続されることとなっております。

また，3月5日に決定・公表された防疫強化措置の更なる強化に関する事項は既にお知らせしている通りですが，本措置を踏まえた誓約書の更新版が掲載されておりましたので，改めてお知らせいたします。

以下の措置内容及び関連HP等の内容を御確認いただき，学生等への適切な周知及び御指導に御協力いただきますようお願いいたします。

本取扱いについては，今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて更新される可能性がありますので，関連HP等により最新の状況を把握いただくとともに，引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう，よろしくお願いいたします。

また，本決定をふまえた，外国人留学生及び日本人留学生等への対応に関する留意事項や配慮等について，別途事務連絡において御連絡させていただく予定です。

●水際対策強化に係る新たな措置（3月18日公表）の概要

＜外国人の新規入国等の一時停止の継続＞

「水際対策強化に係る新たな措置（7）」（令和3年1月13日）において，緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は，当分の間，継続するものとする。

（1）ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止

（2）全ての国・地域からの新規入国の一時停止

（3）全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置（14日間待機の免除等）の一時停止

【再掲】＜防疫強化措置の継続・更なる強化（3月5日公表）＞

（1）「水際対策強化に係る新たな措置（5）」（令和3年1月8日）において，緊急事

態解除宣言が発せられるまで実施することとした，全ての入国者に対して出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに入国時の検査を実施する措置は，当分の間，継続するものとする。
⇒ 新規入国者に限らず，再入国者や日本人も対象となっております。
https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210108.pdf
(2) 更なる強化のため，以下の防疫強化措置を，順次実施していく。
① 検査証明不所持者については，検疫法に基づき上陸等できないこととし，これにより，不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう，航空会社に要請する。
② 空港の制限エリア内において，ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施する。
③ ②に際し，スマートフォン不所持者については，スマートフォンを借り受けるよう求める。
④ 全ての入国者は，検疫等に提出する誓約書において，使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとする。
⑤ 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し，当該センターにおいて入国者に対し，入国後 14 日間の待機期間中，健康フォローアップを実施する。具体的には，位置情報の確認（原則毎日），ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び3日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施する。
注）従来，変異株流行国・地域からの入国者に対して行っていた健康状態のフォローアップについて，対象者を拡大するとともに，フォローアップ内容を強化する。
⑥ 変異株流行国・地域からの入国者については，入国後3日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後の検査として，現在実施している抗原定量検査に代えて，唾液による real-time RTPCR 検査を実施する。
⑦ 検疫の適切な実施を確保するため，変異株流行国・地域からの航空便を始め，日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し，入国者数を管理する。
⇒本決定をふまえ，厚生労働省HPにおいて，更新版の誓約書等が公表されていますのでご確認ください（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html）。
日本人や再入国者を含むすべての入国者が対象になるものですので，学生等への適切な周知及び御指導に御協力いただきますようお願いいたします。
https://www.dropbox.com/s/gszr30yybkunh1z/%E9%98%B2%E7%96%AB%E6%8E%AA%E7%BD%AE%E3%81%AE%E5%BC%B7%E5%8C%96%283%E6%9C%885%E6%97%A5%29.pdf?dl=0

（以上）
追加の情報が入り次第，随時お知らせいたします。
各大学におかれましては，新規渡日予定の外国人留学生や海外に滞在中の日本人学生等と密に連絡を取っていただき，サポートが必要な学生等への対応についてご検討をお願いいたします。

＜関連ホームページ＞
*厚生労働省HP「水際対策に係る新たな措置について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
*外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html
*新型コロナウイルス感染症対策本部
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html
・ 出入国在留管理庁 HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」
http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html
*厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html）
*外務省HP「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

【本件お問合せ先】
(各種防疫措置(14 日間待機，公共交通機関不使用，接触アプリ，地図アプリを通じた位置情報の保存)や民間の医療保険の加入に関するお問合わせ)
・厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口
電話:0120-565-653

○令和 3 年 3 月 22 日(月)

日本語教育機関関係 6 団体が片山 さつき参議院議員を訪問

日本語教育機関関係 6 団体が，自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会委員長片山 さつき参議院議員を訪問し，早期入国緩和について要望書を提出し，支援を要請しました。

日時:令和 3 年 3 月 22 日(月)17:15～18:00
場所:参議院議員会館
出席者:(一財)日本語教育振興協会評議員 中西 郁太郎
(一社)日本語学校ネットワーク
(一社)全国各種学校日本語学校協会

○令和 3 年 3 月 23 日(火)

日本語教育機関関係 6 団体が中川 正春 衆議院議員を訪問

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟会長代行中川 正春衆議院議員を訪問し，早期入国緩和について要望書を提出し，意見交換しました。

日時:令和 3 年 3 月 23 日(火)17:30～19:30
場所:衆議院第一議員会館
出席者: (一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤次郎
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語学校協会
ZOOM参加者:
・文科省 学生・留学生課長，留学生交流室長
・入管庁 在留管理支援部在留管理課調整官
・(一財)日本語教育振興協会評議員 中西郁太郎
・(一社)日本語学校ネットワーク

○令和 3 年 3 月 26 日(金)

日本語教育機関関係 6 団体が山下貴司 衆議院議員を訪問

日本語教育機関 6 団体が，山下貴司(元法務大臣)氏を訪問し，早期入国緩和について要望書を提出し，意見交換しました。

日時:令和 3 年 3 月 26 日(金)10:15～10:40
場所:衆議院第二議員会館
出席者: (一財)日本語教育振興協会理事長 佐藤次郎
(一社)日本語学校ネットワーク
(一社)全国各種学校日本語学校協会

○令和 3 年 3 月 26 日(金)

日本語教育機関関係 6 団体が木原誠二 衆議院議員を訪問

日本語教育機関 6 団体が，木原誠二(内閣委員長)氏を訪問し，早期入国緩和について要望書を提出し，

意見交換しました。

日時:令和 3 年 3 月 26 日(金)11:40～12:10

場所:衆議院第一議員会館

出席者: (一財)日本語教育振興協会理事長　佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本語学学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 3 月 29 日(月)

日本語教育機関関係 6 団体が馳 浩 衆議院議員を訪問

日本語教育機関 6 団体が，馳 浩(日本語教育推進議員連盟事務局長)氏を訪問し，早期入国緩和について要望書を提出し，意見交換しました。

日時:令和 3 年 3 月 29 日(月)11:00～11:30

場所:衆議院第一議員会館

出席者:(一財)日本語教育振興協会 佐藤次郎理事長

(一社)全国日本語学校連合会

(一社)日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社)全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【更新内容等】

1「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について」の更新内容等について

現下の状況に鑑み，当該資料の「2　教育機関を受ける活動を行わない場合」の(2)に係る取扱いの対象者を「2020年1月1日以降2021年3月末までに教育機関を卒業した留学生」に変更したもの。

2「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の更新内容等について

(1)問4について，上記1の変更内容に合わせ，当該取扱いの対象者に係る記載内容を「令和2年1月1日以降令和3年3月末までに教育機関を卒業した者」に変更したもの。

(2)問7について，新型コロナの影響により進学又は就職に支障を来した留学生について専ら日本語教育を受ける期間が2年を超えることとなっても在留期間を更新できる取扱いとしており，当該取扱いの対象者は告示基準で定める定員数を考慮するにあたっては算入されないこととしているところ，当該取扱いの対象者を告示基準に基づく各種報告(第44号報告を除く)の対象とすること及び当該報告に係る留意事項等について追記したもの。

(3)問8について，新型コロナの影響により進学又は就職に支障を来した留学生が通常認められる2年間の期間を超えて引き続き教育を受けるために「留学」に係る在留期間更新許可申請を行う際に提出を求める立証資料の内容を追記したもの。

また，上記(2)と同様に，専ら日本語教育を受ける期間が2年を超えることとなっても在留期間を更新できる取扱いの対象者を告示基準に基づく各種報告(第44号報告を除く)の対象とすること及び当該報告に係る留意事項について追記したもの。

(4)問10について，各地方局・支局において，令和3年7月期入学希望者についても在留資格認定証明書交付申請の受付期間を延長することとしたため，その内容を反映したもの。

【掲載場所URL】

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

○令和 3 年 3 月 31 日（水）

コロナ感染症に関する大学等への依頼について

文化庁から新型コロナウイルス感染症に関し，文部科学省高等教育局から大学等へ発出した学生に対する危機管理情報の提供や修学上の配慮措置などについて対応を求めるもの依頼文について，情報共有の連絡をいただきました。

○令和 3 年 4 月 8 日（木）

在日本ベトナム大使館からの表彰

4 月 8 日，在日本ベトナム大使館において，佐藤理事長はラム・ティ・タン・フォン第二大使より，日本の特命全権大使からの功績証明書を贈呈されました。今回は，新型コロナウイルスによって引き起こされた困難を克服するために支援することに貢献した，5 団体と 12 名の個人が表彰されました。日本語教育機関では，青山スクールオブジャパニーズが表彰されました。

○令和 3 年 4 月 22 日（木）

日本語教育推進議員連盟の第 14 回総会

日本語教育推進議員連盟(以下「日本語議連」という。)の第 14 回総会が令和 3 年 4 月 22 日(木)18 時から衆議院第 2 議員会館・多目的会議室で開かれました。

佐藤日振協理事長より6団体の「日本語教育機関への支援と留学生の入国制限早期緩和について」の要望書を河村会長，中川会長代行に手交しました。

また，6 団体を代表して，事務局森下から要望書及びコロナ禍における日本語教育機関の窮状と支援のお願いを説明しました。

（議事）

1．日本語教師の資格及び日本語教育機関の類型化について
2．日本語教師の資格及び日本語教育機関の類型化に対する関係団体ヒアリング
3．日本語教育関係団体より入国制限緩和等に関する要望について
4．質疑応答・意見交換

（関係省庁出席者）

文化庁，文部科学省，出入国在留管理庁，外務省，厚生労働省，経済産業省，総務省，内閣府

6団体関係　(一財)日本語教育振興協会　佐藤次郎　理事長，丸山茂樹理事
(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語学校協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 4 月 27 日（火）

入国時の税関手続き「電子申告ゲート」ご利用のご案内

税関より下記のとおり「税関検査場電子申告ゲート」について，ご案内がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

財務省・税関では，入国旅客の円滑な入国と税関検査場の混雑の緩和を図るため，成田空港及び羽田空港をはじめ主要空港の国際線ターミナルに電子申告ゲートを設置しております。

電子申告ゲートは，これまで「紙」で提出していただいている携帯品申告書について，スマートフォンでの電子申告を可能としたもので，申告書の内容の確認を電子申告ゲートが税関職員に代わって行うものです。これにより検査の必要が無い旅客は立ち止まることなく自動ゲートを通過していただくことになり，税関手続きを迅速に処理できるようになります。

また，人と人との接触の軽減を図ることができ，現下のコロナ禍・感染症対策の措置が必要な状況におきましても有効なものと考えています。

注）航空業界における国際機関であるICAO（国際民間航空機関）やIATA（国際航空運送協会）においても，新型コロナウイルス感染症対策の一つとして，電子申告が推奨されています。

つきましては，貴校の留学生及び関係者の方々におかれましては，来日・入国の際に，迅速な通関に貢献できるものと考えておりますところ，是非とも積極的にご利用いただきたく，よろしくお願い申し上げます。

なお，ご利用方法は，以下のリンク先のリーフレットをご参照願います。また，税関のホームページには電子申告ゲートの紹介及び英・中（簡体字，繁体字）・韓国語のリーフレットも掲載しておりますので，併せてご参照ください。

〇税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/egate.htm

〇令和３年５月６日（木）

緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について

文化庁から緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について，情報共有の連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

厚生労働省より，今般の緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の５月以降の雇調金・休業支援金の特例措置等について，本日プレスリリースがあった旨の情報提供がありましたので，情報共有いたします。

制度の詳細については，プレスにある連絡先にご一報頂けますと幸いです。

【概要】

●雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について，緊急事態措置を実施すべき区域(東京都，京都府，大阪府，兵庫県)において，事業主が知事の要請を受けて飲食店等の施設(新型インフルエンザ特措法施行令第11条に定める施設)について休業等に協力する場合には，令和３年６月30日までの間，大企業・中小企業ともに，助成率を最大10/10，１人当たりの日額上限額を15,000円とする特例措置を講じる。これは，４月までと同水準の手厚い措置。

なお，休業支援金・給付金についても，日額上限11,000円とする特例措置を講ずる。

●3月に公表していたとおり，5･6月は原則的な措置を引き下げるとともに，地域・業況特例を設ける。

【雇調金等】原則的な措置：最大9/10・上限額13,500円，地域・業況特例：最大10/10，上限額15,000円

【休業支援金等】原則的な措置：8割・上限額9,900円，地域特例：8割11,000円

・緊急事態宣言を受けた雇用調整助成金の特例措置等の対応について

※地域特例は，上述の緊急事態措置を実施すべき区域と，まん延防止等重点措置を実施すべき区域

※業況特例は，売上げ等の最近３か月の月平均値が，前年又は前々年の同期比30％以上減少している企業

〇令和３年５月12日（水）

加藤勝信内閣官房長官への要望の申入れについて

日本語教育推進議員連盟は，令和３年５月12日(水)17時から加藤勝信内閣官房長官へ要望を申入れ，日本語教育機関6団体代表として佐藤理事長，森下氏も出席しました。

１．日時：令和３年５月12日(水)17:00～17:15(総理官邸，長官応接室)

２．出席者

①日本語教育推進議員連盟　会長　河村　建夫

②日本語教育推進議員連盟　会長代行　中川　正春

③日本語教育推進議員連盟　副幹事長　浮島　智子

④日本語教育推進議員連盟　事務局長　馳　浩

⑤日本語教育推進議員連盟　事務局次長　里見　隆治
⑥日本語教育推進議員連盟　熊野　正士
⑦日本語教育機関代表　日本語教育振興協会　理事長　佐藤　次郎
⑧日本語教育機関代表　全国各種学校日本語教育協会　監事　森下　明子
（随行として，谷　一郎）

○令和 3 年 5 月 14 日（金）

佐藤理事長，文化庁国語課長に日本語教育推進議員連盟の加藤内閣官房長官への要望申入れについて報告

佐藤理事長，日本語教育機関6団体事務局の谷，森下両氏は文化庁国語課長を訪ね，5 月 12 日の日本語教育推進議員連盟と日本語教育機関6団体の連名の加藤内閣官房長官への要望の申入れの状況を報告するとともに，意見交換を行いました。

○令和 3 年 5 月 24 日（月）

【内閣官房】新型コロナ感染症に伴う各種支援のご案内，【経済産業省】経済産業省の支援策について

内閣官房と経済産業省のホームページに，新型コロナ感染症に伴う支援について掲載されていますので，お知らせします。

・内閣官房
新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内
https://corona.go.jp/action/
・経産省
経済産業省の支援策
https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html

【出入国在留管理庁】【御連絡】新型コロナウイルス感染症に関するホームページ掲載情報の更新について

出入国在留管理庁から法務省ホームページの掲載情報が更新された旨の連絡がありました。

【更新内容】
(1)問9について，後述の追加する問19は，問9の関連事項であることを記載するもの。
(2)問10について，新型コロナウイルス感染症による在留資格認定証明書交付申請の申請受付期間の延長を，令和3年10月期生についても行うとしたもの。
(3)問19について，有効期限が経過する（入国予定日までに経過するものを含む。）在留資格認定証明書について，再申請の申請時期を記載するとともに，再申請において原本が用意できない場合の取扱い（当庁HP「在留資格認定証明書有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請について」と同一内容）について，Q&Aに追記することとしたもの。

【掲載場所URL】
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2402&f=news

○令和 3 年 5 月 26 日（水）

外国人労働者等特別委員会における要望の説明

5 月 26 日（水），日本語教育機関6団体事務局の森下氏が，自由民主党政務調査会外国人労働者等特別委員会において，日本語教育機関6団体の要望を説明しました。

・日時 ： 令和 3 年 5 月 26 日（水）8:00～9:00（自由民主党本部 704 会議室）
・出席者：（一財）日本語教育振興協会　中西郁太郎評議員
（一社）全国日本語学校連合会
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

・説明資料

1. 日本語教育機関の活用について
2. 日本語教育機関の窮状とお願い
3. 要望書

○令和３年６月７日（月）

職域接種の要望確認について

文化庁と出入国在留管理庁の連名により，新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する職域接種の意向について，次のとおり連絡がありました。

・・

現在，新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が各地域において始まっているところですが，厚生労働省及び経済産業省より，自治体によるワクチン接種とは別に，自ら医師等を確保いただけることを前提として，各事業者による職域接種の意向の有無等を確認するためのアンケート調査がまいりました。

ついては，別添事務連絡・添付資料を御確認いただき，職域接種を希望される場合には，「アンケート回答様式」のExcelファイルに必要事項を記入の上，文化庁国語課まで御提出ください。

（提出締切　６月 10 日（木）15:00）

・事務連絡・添付資料

【事務連絡】職域接種の要望確認について.pdf
【回答様式】企業による職域接種に関するアンケート.xlsx
企業による職域接種に関するアンケート.pdf
【資料1】職域接種の要望確認について.pdf
【資料2】新型コロナワクチン予防接種についての説明書.pdf
【資料3】新型コロナワクチン職域接種各省庁向け説明会（第１回）.pdf
【資料4】新型コロナワクチン職域接種の開始について.pdf
【資料5】自衛隊大規模接種センターに関する資料の送付について.pdf

○令和３年６月８日（火）

浮島智子　衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，浮島智子（日本語教育推進議員連盟副幹事長，公明党文部科学部会長）氏を訪問し，日本語教育機関に対する支援を要請しました。

日時：令和３年６月８日（火）17:15～17:40

場所：衆議院第二議員会館

出席者：(一財)日本語教育振興協会理事長　佐藤次郎

(一社)日本語学校ネットワーク

(一社)全国各種学校日本語学校協会

○令和３年６月 10 日（木）

新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について

文化庁と出入国在留管理庁の連名により，新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について，次のとおり連絡がありました。

・・

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し，接種の加速化を図っていくため，新型コロナワクチンの職域接種について，専用WEB入力フォームを通じた申請受付が本月８日（火）から開始されましたので，別添のとおりお知らせいたします。

また，専用WEB入力フォームを通じて申請された際には，同フォームに掲載されている「申請項目テンプレート」のExcelファイルに，登録した情報をご記入いただき，文化庁国語課（kokugo@mext.go.jp）までメールにて共有いただきますようお願いいたします。

・【事務連絡】新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について（周知）（PDF）
・【別紙1－1】職域接種の申請から接種まで（PDF）
・【別紙1－2】申請項目テンプレート（EXCEL）
・【別紙1－3】職域接種の概要（PDF）
・【別紙2】教職員や学生等を中心に大学等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について（周知）（令和3年6月8日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事（PDF）

○令和 3 年 6 月 15 日（火）

馳　浩　　衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，馳　浩（日本語教育推進議員連盟事務局長）氏を訪問し，日本語教育機関に対する支援を要請しました。

日時：令和 3 年 6 月 15 日（火）13:30～
場所：衆議院第一議員会館
出席者：（一財）日本語教育振興協会理事長　佐藤次郎
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 3 年度改訂）」決定

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 3 年度改訂）」が，去る 6 月 15 日，外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第 10 回）で決定しました。

このうち，外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 3 年度改訂）の主な拡充施策等から，日本語教育機関に特に関係する施策を列挙しますので，ご確認ください。

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援
・日本語教師資格，日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策 28》
非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等
・日本語教育機関等等への新型コロナの感染防止・予防に資する情報等の提供《施策 118》
・日本語教育機関，専門学校等や職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と，陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的な PCR 検査等の実施《施策 121》
※出入国在留管理庁
http://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html

○令和 3 年 6 月 18 日（金）

日本語教育機関 6 団体代表と出入国在留管理庁との意見交換会の開催

令和 3 年 6 月 18 日，出入国在留管理庁の主催で日本語教育機関 6 団体と出入国在留管理庁との意見交換会が開催されました。

日本語教育機関関係 6 団体から要望書を提出しました。

日時：令和 3 年 6 月 18 日（金）11：00～
場所：法務省
出入国在留管理庁：在留管理支援部在留管理課長
在留管理支援部在留管理課補佐官
在留管理支援部在留管理課留学審査係長
出席団体：（一財）日本語教育振興協会理事長 佐藤 次郎

(一社)全国日本語学校連合会
(一社)日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社)全国各種学校日本語教育協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

日本語教育機関における抗原簡易キット配布希望の調査について

文化庁，出入国在留管理庁及び厚生労働省の連名により，日本語教育機関における抗原簡易キット配布希望の調査について，次のとおり連絡がありました。

（回答期限：令和 3 年 6 月 30 日まで）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

この度，政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改訂され，大学，高等学校及び特別支援学校等に対して抗原簡易キットの配布を進め，これを活用した軽症状者に対する積極的検査を実施することが示されました。

これを踏まえ，日本語教育機関におけるキットの配布希望について調査を実施しますので，キットの配布希望がある場合は，別添事務連絡の内容を御確認の上，本月30日までに御回答いただきますようお願いいたします。

キットの配布希望がない場合は御回答いただく必要はありません。

なお，キットの配布は無償ですが，使用に当たって一定の条件等が必要となりますので，事務連絡別添1「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」によりキットの詳細や検査実施体制，検査実施後の対応等について事前に御確認ください。

また，各機関への配布数は1機関あたり 20～40 個程度を想定していますが，希望機関数及び機関の規模等を勘案したうえで配布数を決定し，委託事業者から直接送付させていただきますので，想定配布数と実際の配布数が異なることがございます。

・添付資料

【事務連絡】日本語教育機関における抗原簡易キット配布希望の調査について（PDF）
【別添1】日本語教育機関向け活用手引き（PDF）
【別添2】調査票（PDF）

＜本件連絡先＞

（日本語教育機関におけるキットの利用，配送に関すること）
文化庁国語課 03-5253-4111（内2840）
出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課留学審査係 03-3580-4111（代表）
（抗原検査簡易キットの技術的な事項に関すること）
新型コロナウイルス感染症対策推進本部
抗原簡易キット配布担当 03-6812-7813（内8018）

○令和 3 年 6 月 29 日（火）

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について

出入国在留管理庁より，抗原定性検査のガイドライン等について，次のとおり連絡がありました。。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

標記の件に関し，令和3年6月18日付け事務連絡「日本語教育機関における抗原簡易キットの配布希望の調査について（依頼）」の別添1「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」において，鼻腔検体採取に立ち会う者は教材による事前学習等を行う必要がある旨お知らせしていたところですが，今般，当該教材（標記ガイドライン等）が厚生労働省のホームページに掲載されましたので，お知らせいたします。

抗原簡易キットの使用を予定している日本語教育機関におかれましては，別添事務連絡及び当該教材の内容について御確認いただきますようお願いいたします。

・添付資料

事務連絡（PDF）
・厚生労働省ホームページ「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について

出入国在留管理庁より，職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について，次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

標記に関し，日本語教育機関における抗原簡易キットを活用した積極的な検査の実施については，標記手順の初版の内容等を踏まえ，本年6月18日付け事務連絡「日本語教育機関における抗原簡易キット配布希望の調査について」の別添1「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」によりお示ししたところです。

今般，厚生労働省及び内閣官房によって標記手順が改訂され，「初動対応における接触者の特定に当たっての具体的基準」や「感染拡大地域において当該者に対するPCR検査等を行政検査として取り扱う際の詳細」等についても手順等が示されましたので，別添のとおり周知させていただきます。

各日本語教育機関におかれましては，「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」と併せて，別添の手順（第2版）についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお，別添の手順（第2版）の別紙5については，本年6月29日付け事務連絡「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」でお知らせした厚生労働省ホームページの掲載物と同一の内容です。

・添付資料
職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）（PDF）
（別紙３）抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書（可変様式）（Word）

○令和３年７月１日（木）

【日本語教育機関関係６団体】経営実態調査を実施

日本語教育機関関係６団体は，日本語教育機関に対する支援をいただくためのデータ作成のため，日本語教育機関の経営実態調査を実施しました。

○令和３年７月５日（月）

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

出入国在留管理庁より，在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて，次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

標記の件に関し，依然として同感染症の感染拡大が入国手続に影響を及ぼしていることに鑑み，在留資格認定証明書の有効期間の更なる延長措置を講じることとしましたので，お知らせいたします。

【在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて】
(http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf)

なお，在留資格認定証明書は，交付時における上陸のための条件への適合性を証明するものであり，有効とみなす期間が過度に長期化すると，交付時の状況と入国時の状況が異なる可能性が高まるため，本件「新たな取扱い」以降，有効期間の更なる延長は行いません。

前回の申請内容から変更がなく，2022年7月31日以降で当庁が指定する日までに在留資格認定証明書交付申請をする場合は，原則として，①交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書の提出をもって速やかに新たな在留資格認定証明書を交付することとしております。

詳細は，出入国在留管理庁のホームページを御確認ください。

【在留資格認定証明書の有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請】

(http://www.moj.go.jp/isa/content/930005852.pdf)
　本件「新たな取扱い」に関し，「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問9にも関連する内容の記載があるところ，当該記載については，おって更新の上，改めて御連絡させていただきます。

○令和３年７月７日(水)
[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についての更新
　出入国在留管理庁から[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についてが次のとおり更新された旨の連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　標記の件に関し，7月５日以降の，在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いに伴い，「[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問9を更新しましたので，お知らせいたします。
【[Q&A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について[PDF]】
(http://www.moj.go.jp/isa/content/001341948.pdf)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて
　文化庁と出入国在留管理庁の連名により，新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　標記の件に関し，令和3年6月18日付け事務連絡「日本語教育機関における抗原簡易キットの配布希望の調査について(依頼)」の別添1「日本語教育機関における抗原簡易キットの活用の手引き」において，生徒等の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションを追って周知するとしていたところですが，今般，内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より，当該アプリケーションについて周知するウェブサイトの紹介がありましたので，お知らせいたします。
　各日本語教育機関におかれましては，別添事務連絡及び当該ウェブサイトを御参照の上，当該アプリケーションの活用について御検討いただきますようお願いいたします。
※添付資料
【事務連絡】新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて(周知)(PDF)

○令和３年７月８日(木)
浮島智子 衆議院議員
　日本語教育機関関係６団体が，浮島智子(日本語教育推進議員連盟副幹事長，公明党文部科学部会長)氏を訪問し，お礼を申し上げるともに，日本語教育機関に対する支援を要請しました。
　日時:令和３年７月８日(木)15:30～16:30
　場所:衆議院第二議員会館
　出席者:(一財)日本語教育振興協会理事長　佐藤次郎
　　(一社)全国日本語学校連合会
　　(一社)日本語学校ネットワーク
　　(一社)全国各種学校日本語学校協会
　　(一社) 全日本学校法人日本語教育協議会

○令和３年７月９日(金)
出入国在留管理庁メール配信サービスの運用について
　出入国在留管理庁から出入国在留管理庁メール配信サービスの運用について連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　出入国在留管理庁においては，これまでホームページや SNS(Twitter・Facebook)を通じて広く情報発信を行

ってきましたが，在留外国人の皆様の個々のニーズに応じた情報発信をより一層強化するため，本年3月からメール配信サービスを開始いたしました。
　現在，同サービスでは，登録していただいた方に在留支援や新型コロナウイルス感染症に関する措置などの情報を配信しています。
今後は，新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る情報も発信していく予定です。
　別添がその御案内及び同サービスのポスターのデータになりますので，御参考となれば幸いです。
また，皆様に共有いただければ幸甚に存じます。

※添付資料
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2447&f=news
出入国在留管理庁メール配信サービスについて（御案内）（PDF）
ポスター日本語（PDF）
ポスター英語（PDF）

○令和 3 年 7 月 16 日（金）
日本語教育機関ワクチン接種情報コーナーについて（ご案内）
日本語教育機関のワクチン接種を促進するため，「日本語教育機関ワクチン接種情報コーナー」を日振協のホームページにアップしました。
https://www.nisshinkyo.org/news/covid19vaccine.html

新型コロナウイルスワクチン接種状況調査について（お願い）
　ワクチン接種の進捗状況を把握するため，日本語教育機関への調査を行い，集計した情報は月単位で日本語教育機関ワクチン接種情報コーナーに掲載することとしました。
◆調査期間：2021 年 7 月末～2021 年 9 月末（回答は 8 月 1 日から 10 月 10 日）
◆回答締切：調査期間中は，毎月月末時点の情報を翌月 10 日までに更新。
①7 月末時点（7/31～8/10 回答）
②8 月末時点（8/31～9/10 回答）
③9 月末時点（9/30～10/10 回答）

○令和 3 年 8 月 10 日（火）
職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A について
出入国在留管理庁より，標記について次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
標記に関しては，先般，「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」をお示ししたところですが，今般，厚生労働省及び内閣官房から，当該手順に疑義照会資料を追加した旨連絡がありましたので，別添のとおり共有させていただきます。

◇添付資料
・職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A（PDF）
・（参考）職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）（PDF）

○令和 3 年 8 月 30 日（月）
日本語教育機関 6 団体ホームページの開設について
日本語教育機関 6 団体のホームページを開設しました。
https://jls6dantai.wixsite.com/website

○令和 3 年 8 月 31 日（火）

馳 浩 衆議院議員への訪問

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟事務局長 馳 浩衆議院議員を訪問し，日本語教育機関への支援，法制化，入国制限緩和等について意見交換しました。

文化庁国語課長等関係者が同席されました。

日時：令和 3 年 8 月 31 日（火）14:00～14:40

場所：衆議院第一議員会館 8 階会議室

出席者：文化庁国語課長等

（一財）日本語教育振興協会　佐藤次郎理事長，加藤早苗理事

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

（一社）全国各種学校日本語学校協会

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 9 月 2 日（木）

浮島智子 衆議院議員への訪問

日本語教育機関関係6団体が，日本語教育推進議員連盟副幹事長，公明党文部科学部会長 浮島智子衆議院議員を訪問し，日本語教育機関への支援，入国制限緩和等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和 3 年 9 月 2 日（木）13:00～13:30

場所：衆議院第二議員会館

出席者：（一財）日本語教育振興協会 佐藤理事長

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

（一社）全国各種学校日本語学校協会

里見隆治 参議院議員への訪問

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟事務局次長 里見隆治参議院議員を訪問し，日本語教育機関への支援，入国制限緩和等について要望するとともに，意見交換しました。

当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和 3 年 9 月 2 日（木）15:30～15:50

場所：参議院議員会館

出席者：（一財）日本語教育振興協会 佐藤理事長

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

（一社）全国各種学校日本語学校協会

○令和 3 年 9 月 4 日（土）

日本語教育機関における抗原簡易キット追加配布希望の調査について

文化庁と出入国在留管理庁及び厚生労働省の連名により，標記について，連絡がありました。

○令和 3 年 9 月 7 日（火）

【日本語教育機関関係 6 団体】内閣総理大臣宛「留学生の入国制限早期緩和についての嘆願書」提出について

日本語教育機関関係 6 団体からの内閣総理大臣宛「留学生の入国制限早期緩和についての嘆願書」について，各団体ごとの関係日本語教育機関に連絡することになり，当協会は 9 月 7 日維持会員・準会員校に嘆願書提出の協力を要請しました。依頼文書は次のとおりです。

【緊急依頼】【日本語教育機関関係 6 団体】内閣総理大臣宛「留学生の入国制限早期緩和についての嘆願書」提出について

令和 3 年 9 月 7 日

維持会員校及び準会員校設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐 藤 次 郎

いつもお世話になっております。

これまで日本語教育機関関係6団体は，留学生の入国制限早期緩和を目指して，関係省庁，国会議員の先生方に対して再三陳情を行ってまいりましたが，成果を得られておりません。この度は，さらに強く訴えるために入国制限緩和を希望する日本語教育機関にご記名いただき，連名で内閣総理大臣宛に「留学生の入国制限早期緩和についての嘆願書」を提出しようと計画しております。

つきましては，下記の嘆願書に賛同いただける日本語教育機関の皆様におかれましては，9月13日（月）までに，ご協力いただければ幸いです。

なお，この要望書は，Web ページに公表するとともに内閣総理大臣に提出いたします。

また，嘆願書にはできるだけ多くの日本語教育機関名を列記したいと考えておりますので，この文書をお知り合いの日本語教育機関に拡散していただければ幸いです。

○令和 3 年 9 月 14 日（火）

中川正春 衆議院議員，馳 浩 衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟会長代行 中川 正春 衆議院議員及び日本語教育推進議員連盟事務局長 馳 浩 衆議院議員と web 会議で留学生の入国制限緩和について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和 3 年 9 月 14 日（火）9:45～10:30
場所：Zoom Meeting による web 会議
出席者：（一財）日本語教育振興協会 佐藤理事長
（一社）全国日本語学校連合会
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会
（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 9 月 16 日（木）

片山さつき 参議院議員への訪問

日本語教育機関関係 6 団体が，自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会委員長片山 さつき参議院議員を訪問し，日本語教育機関への支援，入国制限緩和等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から加藤理事が出席しました。

日時：令和 3 年 9 月 16 日（木）13:00～13:30
場所：参議院議員会館 420 号室
出席者：（一財）日本語教育振興協会 加藤理事
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会
（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 9 月 21 日（火）

日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第四版）について

この度，内閣官房コロナ室の指示により，昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえ，日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドラインを改訂しました。
第 3 版との変更点については，新旧対照表をご確認ください。
主な変更点は，不織布マスクの着用，抗原簡易キットの活用，オンライン授業への切替，臨時休校の判断基準，喫煙室の原則利用禁止の追加です。
特に，7. 検査のさらなる活用・徹底が新たに盛り込まれ，少しでも体調の悪い学生等がいた場合は，抗原簡易キットの活用による検査の実施が求められていますので，ご一読ください。
本ガイドラインは，日本語教育機関関係6団体のホームページ
(https://jls6dantai.wixsite.com/website/covid19)にも掲載しております。
また，内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページの業種別ガイドライン〈https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200924〉の 9 ページ「7. 教育施設 」にも掲載されております。

○令和 3 年 9 月 27 日(月)
【出入国在留管理庁】海外の大学等を卒業等した留学生の日本語教育機関卒業後における就職活動支援に係る取扱いについて
国家戦略特別区域内(特区)においてのみ実施してきた日本語教育機関卒業後の「海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業」は，国家戦略特別区域諮問会議における議論等を踏まえ，当該措置を全国展開することになりました。
・通知　https://www.moj.go.jp/isa/content/930004793.pdf

○令和 3 年 9 月 28 日(火)
加藤勝信内閣官房長官への要望の申入れについて
日本語教育推進議員連盟は，令和 3 年 9 月 28 日(火)加藤勝信内閣官房長官へ要望を申入れ，日本語教育機関6団体も出席しました。
1. 日時:令和 3 年 9 月 28 日(火)11:45～12:00(総理官邸，長官応接室)
2. 出席者:
(国会議員)日本語教育推進議員連盟　会長　河村　建夫
日本語教育推進議員連盟　会長代行　中川　正春
日本語教育推進議員連盟　副幹事長　片山さつき
日本語教育推進議員連盟　事務局長　馳　浩
(関係団体)日本語教育機関代表　日本語教育振興協会　理事長　佐藤　次郎
日本語教育機関代表　全国各種学校日本語教育協会　理事　森下　明子
日本語教育機関代表　日本語学校ネットワーク　副代表理事　谷　一郎
3. 概要
日本語教育推進議員連盟は，我々の要望を受けて，加藤勝信内閣官房長官へ私費留学生の入国 制限早期緩和と，新型コロナ感染症感染拡大防止と両立できる安定して留学生を受け入れるスキームの確立について要望申入れをしてくださいました。日本語教育機関関係 6 団体は，その申入れに同行させていただき，1 日も早く留学生の入国制限の緩和について要望するともに，告示校の 8 割以上の 662 校から集まった嘆願書を，加藤内閣官房長官に提出してまいりました。
官房長官からは，入国制限緩和の時期について明言していただけませんでしたが，「留学生のことはよく理解している。国内の人流を緩和していけば，自ずと水際も段階的に緩和していくことになる。昨日の水際での待機期間の短縮がその第一歩である。」とのコメントをいただきました。
引き続き，1 日も早く留学生の入国制限が緩和されるよう活動してまいります。
・要望書，嘆願書及び嘆願書提出校のリスト　https://jls6dantai.wixsite.com/website/post/youbou1

○令和3年10月8日(金)

事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について

片山さつき参議院議員より，日本語教育機関関係6団体に資金繰り支援についての資料（2種類）をいただき，会員校へお知らせした。

◇PDF資料

資金繰り支援に関する緊急要望書

事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について

〇令和3年10月14日（木）

FRESC多言語ワクチン接種サポートについて

出入国在留管理庁及び文化庁より，FRESC多言語ワクチン接種サポートについて，連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

標記の件に関し，FRESC・出入国在留管理庁では，新型コロナワクチンを接種したくても，使用言語の違い等によって接種予約ができない外国人の方のニーズに応え，外国人の方のワクチン接種機会を増やすための支援を多言語で行うこととしました。

具体的には，東京・名古屋・大阪の医療機関等での接種枠を確保した上で，専用電話回線による接種予約の受付，接種場所での問診等の際の多言語による支援を行うほか，FRESCヘルプデスクにおいて，ワクチン接種券の発行手続に関する相談対応を行います。この取組については，リーフレットをご覧ください。

また，詳細については以下のホームページでご案内しております。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/vaccine_covid19.html

〈本件連絡先〉

外国人在留支援センターFRESCヘルプデスク0120－76－2029

FRESCワクチン予約電話窓口03－4332－2601（予約専用）

〇令和3年10月27日（水）

日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第五版）について

内閣官房コロナ室の指示により，デルタ株への対応をより一層強化するため，日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン，チェックリストを改訂しました。

主な変更点は，マスクの正しい着用方法，スマートフォンのBluetoothの有効化推奨，CO2 センサーや加湿器等の活用，寮の個室推奨，寮での飲食場所，飲食時の配席の追加です。

本ガイドラインは，日本語教育機関関係6団体ホームページ(https://jls6dantai.wixsite.com/website/covid19)にも掲載しております。

また，内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページの業種別ガイドライン〈https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200924〉の9ページ「7．教育施設」にも掲載されております。

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2505&f=news

〇令和 3 年 11 月 5 日（金）

東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング検査へのご協力のお願いについて（東京都内日本語教育機関対象）

東京都より新型コロナウイルス感染症モニタリング検査への協力依頼があり，会員校へお知らせした。

対象は東京都内の日本語教育機関となります。

なお，学校法人が設置した都内専修学校及び各種学校には東京都から既にご案内されているとのことです。

モニタリング検査は繁華街，大学，専修学校，各種学校，企業・事業所，空港，駅等において，無症状者の方にPCR 検査を受検していただくことにより，感染状況を把握して感染拡大の端緒を適切に捉え，感染者を早期に探知するための検査です。
各学校におかれましては，本事業の趣旨を御理解いただき，御参加について検討をお願いいたします。
安心・安全な学校運営のため，感染対策の一環として本事業を御活用いただくことも可能です。

○令和 3 年 11 月 8 日（月）
私費外国人留学生の水際対策強化に係る新たな措置に関する説明会
11 月 8 日，文部科学省，出入国在留管理庁，厚生労働省の担当者による標記説明会が，オンラインで開催されました。
日時：11月8日（月）14:00～15:00
形式：オンライン説明会
対象：大学，高等専門学校，専修学校・各種学校，日本語教育機関，小中高等学校

◇関係資料リンク先
・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html
・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

○令和 3 年 11 月 9 日（火）
水際対策強化に係る新たな措置（19）について
厚生労働省のホームページに「留学生が新たな入国者管理制度を利用して入国する場合に関するよくあるご質問について」等の Q&A が掲載されました。
・厚生労働省のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

○令和 3 年 11 月 11 日（木）
［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についての更新
出入国在留管理庁より［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についてが更新された旨の連絡が次のとおりありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
標記の件に関し，日本語教育機関留学生が，通常認められる2年間を超える場合であっても，在留資格「留学」の在留期間更新を認める取扱いにつき，今般の新たな入国者管理制度の開始に合わせて令和3年4月期生までの者を対象とするに伴い，「［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問8を更新しましたので，お知らせいたします。
・［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について
【掲載場所URL】
https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

申請に当たっての留意事項の更新について
文部科学省の日本への入国申請のホームページが更新されました。
文部科学省へ申請をされる場合の提出方法が，郵送又は配送からメール送信に変更されました。メール送信が難しい場合は，郵送等も可能です。
詳細は，文部科学省のホームページの「3．申請に当たっての留意事項（令和 3 年 11 月 11 日（19 時更新））」をご確認ください。
なお，既に郵送又は配送で提出されている日本語教育機関については，出し直し不要とのことです。

・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

○令和 3 年 11 月 18 日(木)
日本語教育機関関係 6 団体の「入国関連要望書」提出について
日本語教育機関関係 6 団体は，留学生の入国の前倒し及び検査体制のある空港の増設について，圓入文化庁国語課長に，文部科学大臣あて「入国関連要望書」提出しました。
入国承認申請予定者数に関する緊急アンケート結果についても要望書に添付し，現状を訴えました。
併せて，文部科学省 藤原 章夫 総合教育政策局長，文化庁 杉浦 久弘 次長，文化庁国語課長あて「入国関連要望書」も提出いたしました。
11 月 26 日には，佐々木 聖子 出入国在留管理庁長官あて「入国関連要望書」提出しました。
今後も様々な働きかけを継続してまいります。
また，日本語教育機関関係 6 団体で実施しました入国者等アンケートの結果についても併せてご報告いたします。
回答にご協力いただいた機関の皆様，ありがとうございました。
・要望書(文部科学省あて)(PDF)
・要望書(出入国在留管理庁あて)(PDF)
・入国者等アンケート結果(PDF)
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2534&f=news

○令和 3 年 11 月 19 日(金)
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」について
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定されました。
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2530&f=news

「水際対策強化に係る新たな措置(19)」実施要領(第2版)について
出入国在留管理庁より標記実施要領の改正について連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・
11 月 17 日付けで厚労省の水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領が改正されたことを受け，当庁申請分に係る実施要領についても別添のとおり修正させていただきます。
申請書類の様式が変更されていますので，内容をご確認いただけますと幸いです。

・添付資料
出入国在留管理庁における「水際対策強化に係る新たな措置(19)」実施要領(第2版)(専修学校・各種学校の認可を受けた日本語教育機関を除く)
https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20211117covid1n.pdf

・出入国在留管理庁ホームページ
https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html
・厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html
・文部科学省ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

○令和 3 年 11 月 20 日(土)
水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領(第2版)について
文化庁国語課より標記実施要領の改訂について連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

11 月 5 日付事務連絡でお知らせしました私費外国人留学生の入国再開に係る「水際対策強化に係る新たな措置(19)」の実施要領について，11 月 17 日付で第2版への改訂があり，あわせていくつかの様式も変更になりました。
文部科学省のホームページにも掲載しましたので，お知らせします。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

【概要】
・新たな措置に係る照会等を踏まえ，内容の明確化を図るとともに，手続の一部を簡素化するため，実施要領を見直したもの。
・令和3年 11 月 17 日以降の申請分から適用することとし，従前の様式等での申請についても有効なものと取り扱います。
（その際は，削除された項目の審査は省略する等，第2版の内容に合わせて審査等を行います。）

【主な修正箇所】
◇実施要領
・特定行動が可能になった場合でも，待機自体が解除されるのではなく，活動計画書に沿った活動のみが認められる旨を明確化。(P2)
・受入責任者の要件を明確化。(原則法人。ただし，業所管省庁が別途定める基準を満たす場合には，この限りでない。)(P4)
・新型コロナウイルス感染症対策責任者の業務及び業所管省庁への申請業務を第三者に委託することを可能とします。(受入責任者が責任を負うことが前提。)(P4,5)
・申請から審査に係る目安の期間を明確化。(P7)
・申請時の必要書類からワクチン接種証明書(写)の添付を廃止。(申請書に受入責任者が有効な証明書であることを確認した旨の記載を追加。)(P7)
・申請受付期間を設定(P8)
・入国直後の待機施設への移動について，特定行動としての公共交通機関の利用が不可である旨を明確化。(P8)
・活動計画書について，申請時点で記載可能な内容のみで可とし，最終的なものは入国日の前日までに業所管省庁に提出いただくこととします。(P9)
・審査済証(写)の入国時の検疫への提示について，電子データによる提示でも認め られることに変更。(P14)
・特定行動の活動先(飲食店，イベント会場，勤務先等)への移動について，公共交通機関を利用する場合は，特定行動ガイドラインで認められた手段のみであることを明確化。(地下鉄や路線バスは不可)(P17・20)

◇特定行動ガイドライン
・入国直後の待機施設への移動について，専用の移動手段が必要(特定行動としての公共交通機関の利用が不可)である旨を明確化。(P1)
・特定行動が可能になった場合でも，待機自体が解除されるのではなく，活動計画書に沿った活動のみが認められる旨を明確化。(P2)
・特定行動の活動先(飲食店，イベント会場，勤務先等)への移動について，公共交通機関を利用する場合は，特定行動ガイドラインで認められた手段のみであることを明確化。(地下鉄や路線バスは不可)(P3・4)

◇申請書(様式1)
・入国目的が長期間の滞在の場合の選択肢として「特定技能」を追加。
・2. 自宅等待機期間中の待機・特定行動等に関する事項中に，特定行動・待機緩和の有無及び有効なワクチン接種証明書を確認した旨のチェック欄を追加。(ワクチン接種証明書の添付を廃止することに伴う修正)

◇誓約書(様式2)
・誓約事項の変更はできないことから，誓約事項を別掲【別添2】とし，誓約書【様式2】には，誓約事項を誓約することと氏名を記載する形で，簡略化。(受入責任者・入国者が誓約事項を確認した上で，氏名を記載することが前提となります。)
・氏名の記載は入力等，自筆以外の手段も認めることに変更。

◇活動計画書(様式3)
・申請段階では，事前予約の詳細が確定していない場合もあり得るため，予定されている移動手段や概ねの時間などの記載に変更。(記載例で例示)
・住所の番地や電話番号については，受入責任者が把握しておくべき情報であるため，記載を省略することも可とする。

◇入国者リスト(様式4)
・査証申請希望日や入国予定日について，同じリストに掲載された者であっても異なる場合があることから，入国者毎に記載する様式に変更。
・到着日や便名等の項目を削除。

【本件担当】
文部科学省水際対策 PT
03-5253-4111(代表)
　中長期滞在(留学生等)　内線 5062
　短期滞在(スポーツ関係)　内線 5074
　(文化関係※)　内線 5065
　その他　内線 5063

○令和 3 年 11 月 24 日(水)
<u>水際対策強化に係る新たな措置(19)に関するホームページの更新について</u>
　文化庁国語課より文部科学省のホームページの更新について連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11 月 24 日に文部科学省の水際対策のホームページが変更になりました。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00144.html

更新・変更点としては，以下の3点です。
1. 留学生向けマニュアルの掲載
2.「3. 申請に当たっての留意事項」の内容の修正になります。
★厚労省より健康確認センターのログイン ID 申請について　(参考共有)

＊ 概要
【中長期滞在者向け資料(主に留学生等)】
・申請書作成マニュアル(留学生向け)(令和 3 年 11 月 24 日 15 時)

3. 申請に当たっての留意事項(令和 3 年 11 月 24 日(15 時更新))
※厚労省より健康確認センターのログイン ID 申請について(PDF)

また，現在メール添付での資料提出をお願いしておりますが，現在，全省庁官で統一した電子申請システムの運用に向けて準備を行っています。
早ければ今月中にも，そちらが運用開始となる可能性があります。

○令和 3 年 11 月 26 日(金)

令和3年度補正予算(案)について

文化庁国語課より令和3年度補正予算(案)がホームページに掲載されたとの連絡がありました。

・文化庁ホームページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/index.html

「水際対策強化に係る新たな措置(19)」実施要領(第3版)について

出入国在留管理庁より，11 月 25 日よりシステムを利用した申請が可能となったこと等をうけ，出入国在留管理庁申請分に係る実施要領を改正したとの連絡がありました。

令和2年の選定で「適正校」である旨の通知を受け，令和3年の選定で「適正校」である旨の通知を受け取ることができなかった在籍管理上の問題について，合理的な事情がある場合は，申請できるようになりました。

詳細は，「水際対策強化に係る新たな措置(19)の実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について」をご確認ください。

・出入国在留管理庁における「水際対策強化に係る新たな措置(19)」実施要領(第3版)(PDF)

https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20211129covid1n.pdf

・水際対策強化に係る新たな措置(19)の実施要領に基づき留学・技能実習に関して別途定める条件について

https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20211208covid.pdf

○令和 3 年 11 月 29 日(月)

日本への入国申請(受入機関の皆様へ)

日本への入国申請については，「水際対策強化に係る新たな措置(20)」に基づき，以下の申請の受付及び審査を令和3年 12 月 31 日まで停止することとなりました。

(1)「水際対策強化に係る新たな措置(19)」(以下「措置(19)」という。)2. に基づく，外国人の新規入国に係る，受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査

(2)「措置(19)」1. に基づく，有効なワクチン接種証明保持者の特定行動に係る，受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査

「水際対策強化に係る新たな措置(20)」については，内閣官房 HP 又は厚生労働省 HP より御確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_0

○令和 3 年 12 月 2 日(木)

・木原誠二 衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，内閣官房副長官 木原誠二 衆議院議員を訪問し，入国制限緩和や日本語教育機関の支援等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 3 年 12 月 2 日(木)11:10～11:30

場所:衆議院第一議員会館

出席者:(一財) 日本語教育振興協会 佐藤理事長

(一社) 全国日本語学校連合会

(一社) 日本語学校ネットワーク

(一社) 全国各種学校日本語学校協会

・浮島智子 衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，公明党文部科学部会長 浮島智子 衆議院議員を訪問し，入国制限緩和や日本語教育機関の支援等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 3 年 12 月 2 日(木)12:55～13:25

場所:衆議院第二議員会館

出席者:(一財) 日本語教育振興協会　佐藤理事長
(一社) 全国日本語学校連合会
(一社) 日本語学校ネットワーク
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

・里見隆治　参議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟事務局次長　里見隆治　参議院議員を訪問し，入国制限緩和や日本語教育機関の支援等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 3 年 12 月 2 日(木)13:35～13:53
場所:参議院議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　佐藤理事長
(一社) 全国日本語学校連合会
(一社) 日本語学校ネットワーク
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

・片山さつき　参議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，前自由民主党政務調査会　外国人労働者等特別委員会委員長　片山さつき参議院議員を訪問し，入国制限緩和や日本語教育機関の支援等について要望するとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 3 年 12 月 2 日(木)16:20～16:45
場所:参議院議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　佐藤理事長
(一社) 全国日本語学校連合会
(一社) 日本語学校ネットワーク
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

○令和 3 年 12 月 8 日(水)

文部科学大臣メッセージ「日本留学を心待ちにしていた留学生の皆さまへ」

文部科学大臣から「日本留学を心待ちにしていた留学生の皆さまへ」の YouTube メッセージが発表されました。
・文部科学省ホームページ
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2541&f=news

○令和 3 年 12 月 20 日(月)

外国人留学生の新規入国再開に向けた事前準備の相談について(日本語教育機関(学校法人)向け)

文化庁国語課より，文部科学省の外国人留学生の新規入国再開に向けた事前準備の相談について連絡がありました。

学生等の学びを継続するための緊急給付金について

文部科学省の実施する「学生等の学びを継続するための緊急給付金について」について連絡がありました。
・文部科学省ウェブサイト(令和3年度学生等の緊急給付金):
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html

○令和 3 年 12 月 21 日(火)

外国人留学生の新規入国再開に向けた事前準備の相談について(日本語教育機関(学校法人以外)向け)

地方出入国在留管理局より外国人留学生の新規入国再開に向けた事前準備の相談について，日本語教育機関(学校法人以外)に対して通知されました。

○令和 3 年 12 月 22 日(水)

【日本語教育機関関係 6 団体】「政府の日本語教育機関への支援に関する説明会」

日本語教育機関関係 6 団体では，コロナにより事業継続が困難となっている日本語教育機関への支援を政府に要望してまいりました。この度，関係省庁や関係議員の方々のご尽力により，令和3年度補正予算が令和 3 年 12 月 20 日成立し，事業規模 41 億円の「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」として，日本語教育機関への支援が行われることになりました。

下記のとおり，文化庁国語課の堀課長補佐をお招きして，本事業の説明会を開催いたしました。

記

政府の日本語教育機関への支援に関する説明会

1. 開催日時:12 月 22 日(水)15:00-16:50
2. 内容:・補正予算で事業が行えるようになった経緯説明(6 団体事務局)
   ・「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の内容説明(文化庁国語課堀課長補佐)
   ・質疑
3. 主催:日本語教育機関関係 6 団体
4. 説明会の対象:法務大臣より告示を受けた日本語教育機関
5. 開催形式:youtube ライブ配信

○令和 3 年 12 月 27 日(月)

・柴山昌彦　衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が， 柴山昌彦 衆議院議員を訪問し， 日本語教育機関の懸案事項について説明するとともに，日本語教育推進議員連盟の活動について要望を行いました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 3 年 12 月 27 日(月)13:30～14:00
場所:衆議院第二議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　佐藤理事長
(一社) 日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社) 全国各種学校日本語学校協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

○令和 3 年 12 月 28 日(火)

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

出入国在留管理庁より，在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについての連絡がありました。

2020 年1月1日以降に作成された在留資格認定証明書は，有効期間が延長されています。詳細は，以下の資料をご覧ください。

・在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf
・本邦に入国を予定している・方に係る取扱い
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf
・ (Q&A)新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005503.pdf

新型コロナウィルス感染症に伴う日本語教育機関への主な財政支援(資料)

文化庁国語課より新型コロナウィルス感染症に伴う日本語教育機関への主な財政支援に関する資料が届き，会員校へお知らせしました。

○令和４年１月７ 日(金)

学生等の学びを継続するための緊急給付金について

文部科学省の実施する「学生等の学びを継続するための緊急給付金について」お知らせがありました。

・文部科学省ウェブサイト(令和3年度学生等の緊急給付金)：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html

○令和４年１月 11 日(火)

【日本語教育機関関係６団体】文部科学省への要望申入れ

日本語教育機関関係６団体は，留学生の入国が可能となった場合の「困窮留学生の緊急給付金」の対象とするなど待機費用に対する支援について，文部科学大臣あての要望書を提出しました。

日本語教育機関の待機留学生の不利益事例についても要望書に添付し，現状を訴えました。併せて，藤原 章夫 総合教育政策局長，増子 宏 高等教育局長 あての要望書も提出しました。

当協会から佐藤理事長と中西評議員が出席しました。

日時：令和４年１月 11 日(火)11:00～12:00

場所：文化庁第二会議室

出席者：文化庁 圓入由美 国語課長，堀敏治 課長補佐

(一財) 日本語教育振興協会 佐藤理事長，中西評議員

(一社) 全国日本語学校連合会

(一社) 日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社) 全国各種学校日本語学校協会

(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

◇文部科学大臣あて要望書

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2557&f=news

○令和４年１月 12 日(水)

【日本語教育機関関係６団体】出入国在留管理庁への要望申入れ

日本語教育機関関係６団体は，以下の項目について，出入国在留管理庁長官あての要望書を提出しました。当協会から中西評議員が出席しました。

・私費留学生の入国制限緩和

・入国予定の者に対する在籍期間の特例適用拡大

・告示基準第１ 条第１ 項 12 号の規定の適用延期

・待機学生が令和４ 年４ 月に大学や専門学校へ入学する場合のCOE再申請の免除

・本年及び来年の適正校選定の計算方式

・入国者健康確認システム(ERFS：エルフス)の入力方法改善

日時：令和４年１月 12 日(水)11:00～12:00

出席者：出入国在留管理庁在留管理課 山中哲哉 留学審査係長，田中克明 留学審査係員

(一財) 日本語教育振興協会 中西評議員

(一社) 全国日本語学校連合会

(一社) 日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

(一社) 全国各種学校日本語学校協会

◇出入国在留管理庁長官あて要望書

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2556&f=news

○令和 4 年 1 月 19 日(水)

・片山さつき　参議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，前自由民主党政務調査会 外国人労働者等特別委員会委員長 片山さつき参議院議員を訪問し，入国制限の早期緩和や留学生の入国が可能となった場合の「困窮留学生の緊急給付金」の対象とするなど待機費用に対する支援等について要望しました。当協会から中西評議員が出席しました。

日時:令和 4 年 1 月 19 日(水)9:30～10:00
場所:参議院議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　中西評議員
(一社) 日本語学校ネットワーク
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

・里見隆治　参議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，日本語教育推進議員連盟事務局次長 里見隆治 参議院議員を訪問し，入国制限の早期緩和や留学生の入国が可能となった場合の「困窮留学生の緊急給付金」の対象とするなど待機費用に対する支援等について要望しました。当協会から中西評議員が出席しました。

日時:令和 4 年 1 月 19 日(水)11:30～12:00
場所:参議院議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　中西評議員
(一社) 日本語学校ネットワーク
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

○令和 4 年 1 月 20 日(木)

ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業に関する日振協の取組みについての説明会

日振協による標記説明会が，オンラインで開催されました。佐藤理事長，加藤理事，中西評議員が出席し，説明しました。119 機関から 168 人が出席しました。

日　時:1 月 20 日(木)10:30～12:00
形　式:オンライン説明会
進　行:(1)理事長挨拶
(2)本事業の今後の進め方
①タイムスケジュールについて
②自主事業の提案について
(3)質疑応答

○令和 4 年 1 月 24 日(月)

・木原誠二　衆議院議員

日本語教育機関関係 6 団体が，内閣官房副長官 木原誠二　衆議院議員を訪問し，入国制限の早期緩和や留学生の入国が可能となった場合の「困窮留学生の緊急給付金」の対象とするなど待機費用に対する支援等について要望しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和 4 年 1 月 24 日(月)13:30～14:00
場所:衆議院第一議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会　佐藤理事長
(一社) 全国日本語学校連合会
(一社) 日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社) 全国各種学校日本語学校協会

（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

・柴山昌彦　衆議院議員

日本語教育機関関係６団体が，柴山昌彦 衆議院議員を訪問し，入国制限の早期緩和や留学生の入国が可能となった場合の「困窮留学生の緊急給付金」の対象とするなど待機費用に対する支援等について要望しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和４年１月 24 日（月）14:30～15:00
場所：衆議院第二議員会館
出席者：（一財）日本語教育振興協会　佐藤理事長
（一社）全国日本語学校連合会
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会
（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和４年１月 25 日（火）

教職員が在宅で抗原定性検査を行う場合の考え方について

出入国在留管理庁より，標記について，お知らせがありました。
（参考）文部科学省HP「抗原簡易キットについて
（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html）」

［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についての更新

出入国在留管理庁より，標記について，お知らせがありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・

標記の件に関し，日本に入国しないままオンライン授業によって日本語教育機関の教育課程を修了した者の取扱い（問6）及び，在留資格認定証明書の有効期間の取扱い変更に伴う記載修正（問9）について更新したので，お知らせします。
・［Q＆A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（2022.1.25 更新）
（https://www.moj.go.jp/isa/content/001341948.pdf）

○令和４年２月２日（水）

学生等の学びを継続するための緊急給付金の二次推薦について

文部科学省の実施する「学生等の学びを継続するための緊急給付金の二次推薦について」のご案内がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・

（文部科学省高等教育局より）
日本語教育機関担当課　御中

平素は文部科学行政に格別のご高配を賜り，誠にありがとうございます。
文部科学省高等教育局です。
新型コロナウイルス感染症の影響により創設しました「学生等の学びを継続するための緊急給付金」につきまして，現下の状況を踏まえて二次推薦を実施することと致しました。
（回答期限：①2 月 15 日，②3 月 1 日）
詳細は別添の事務連絡及び文部科学省のウェブサイトに掲載している事務処理要領等をご参照ください。
経済的に困窮している学生が学びを継続できるよう何卒ご協力の方よろしくお願い申し上げます。

なお，一次推薦の際に，「学生等の学びを継続するための緊急給付金 学校専用サイト」への初期登録が済んでいない学校については，添付 PDF の p.5-6 をご覧いただき，2 月 7 日（月）18:00 までに，以下の URL より https://bit.ly/31kWA44 学校専用サイトへの初期登録をお願いいたします。
・2 月 2 日付事務連絡
　学生等の学びを 継続するための緊急給付金 の二次推薦 について（依頼）
・文部科学省ウェブサイト（令和3年度学生等の緊急給付金）：
　https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00002.html

○令和 4 年 2 月 3 日（木）
感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について
　出入国在留管理庁より標記について，次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（出入国在留管理庁在留管理支援部より）
日本語教育機関 御中
　平素より出入国在留管理行政に御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。
　新型コロナウイルス感染症対策に関し，厚生労働省事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」が令和4年1月31日に一部改正され，感染症法第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱い等が整理されました。
　ついては，当該取扱いの概要等について別添のとおり周知させていただきますので，各機関におかれましては，別添の内容を御参照いただいた上で，御対応いただきますようお願いいたします。
・【事務連絡】感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知徹底について）
https://www.dropbox.com/home/%E6%97%A5%E6%8C%AF%E5%8D%94%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B42%E6%9C%88%E5%8F%B7?preview=%E5%85%A5%E7%AE%A1%E5%BA%81%E5%B0%B1%E6%A5%AD%E5%88%B6%E9%99%90%E8%A7%A3%E9%99%A4.pdf

○令和 4 年 2 月 8 日（火）
［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応についての更新
　2 月 8 日，出入国在留管理庁より［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について，次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
標記の件に関し，別添のとおり，問6につき，進学先の教育機関に係る在留資格認定証明書交付申請時における従前の在留資格認定証明書の取扱いについて更新したので，お知らせします。
・［Q&A］日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（R4.2.8 更新）
　https://www.nisshinkyo.org/news/pdf/covid19/20220209covidn1.pdf

【日本語教育機関関係 6 団体】《緊急アンケート》入国制限緩和のための経営実態調査への協力のお願い
　日本語教育機関関係 6 団体は，早期入国を要望する裏付けとなる日本語教育機関の経営実態を提示するために，日本語教育機関に対し緊急アンケート調査を実施しました。

○令和 4 年 2 月 10 日（木）
令和 3 年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の募集
　2 月 10 日，文化庁のホームページに標記事業の募集が掲載されました。
今回募集の対象は，日本語教育機関ではなく，文化庁からオンライン日本語教育を実証する日本語教育機関の公募等の業務を受託する民間団体等となります。
　・文化庁ホームページ
　https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93658501.html

○令和４年２月 16 日(水)

木原誠二 衆議院議員への訪問

日本語教育機関関係６団体が，内閣官房副長官 木原誠二 衆議院議員を訪問し，待機留学生の入国制限緩和，入国の手続きの簡素化及び審査体制の拡充，待機留学生への支援について要望しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時:令和４年２月 16 日(水)9:30～10:00
場所:衆議院第一議員会館
出席者:(一財) 日本語教育振興協会 佐藤理事長
(一社) 全国日本語学校連合会
(一社) 日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
(一社) 全国各種学校日本語学校協会
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2582&f=news

○令和４年２月 17 日(木)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び「外国人の新規入国制限の見直し」(概要)

出入国在留管理庁のホームページに標記概要が掲載されました。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び「外国人の新規入国制限の見直し」

https://www.dropbox.com/home/%E6%97%A5%E6%8C%AF%E5%8D%94%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B42%E6%9C%88%E5%8F%B7?preview=%E5%85%A5%E7%AE%A1%E5%BA%81%E6%96%B0%E8%A6%8F%E5%85%A5%E5%9B%BD%E5%88%B6%E9%99%90%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97.pdf

○令和４年２月 21 日(月)

3月からの新たな水際措置に伴う外国人留学生の入国についての文部科学大臣メッセージ

文部科学省のホームページに標記大臣メッセージが掲載されました。

https://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/mext_00243.html

○令和４年２月 22 日(火)

日本語教育推進議連役員有志の松野博一 内閣官房長官への要望の申入れについて

日本語教育推進議員連盟役員有志の柴山 昌彦 会長，浮島 智子 副会長，笠 浩史 幹事長，里見 隆治 事務局長の先生方は，令和４年２月 22 日(火)松野博一内閣官房長官へ日本語教育機関の外国人留学生の入国に係る要望を行いました。

【文部科学省からの周知・依頼】3 月 1 日以降の水際対策(その2)及び入国を希望する留学生の状況確認調査について

本調査につきましては，各出入国在留管理局より，関係の日本語教育機関へご案内が届いていることと存じますが，東京出入国在留管理局からのご案内を参考までに掲載いたします。

入国枠の確保，拡大に非常に重要なデータとなるとのことなので，よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(東京出入国在留管理局より)

※東京出入国在留管理局管轄内に所在する全ての日本語教育機関の方に送付しておりますが，本メールの対象となる日本語教育機関は，学校教育法の学校種ではない教育機関が対象となります。専修学校及び各種学校の認可を受けた日本語教育機関は対象となりませんのでご注意ください。

関東甲信越地区(神奈川県を除く)日本語教育機関 御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
標記につき，文部科学省より周知依頼がありましたので，先に御案内した 3 月 1 日以降の水際対策に係る追加のお知らせ及び入国を希望する留学生の状況確認調査の実施につき御連絡いたします。
内容を御確認いただき，留学生の状況確認調査につき御協力よろしくお願いいたします。

（以下，文科省からの周知内容）
【3 月1日以降の水際対策（その2）】
先日御案内しましたとおり，3 月 1 日以降の水際対策について，一定の条件により外国人の新規入国が再開されることとなりましたが，2 月 18 日（金），新型コロナウイルス感染症対策本部決定により「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され，新たな水際措置に係る記載がなされました。
これを踏まえ，留学生の円滑な入国に当たって現時点で想定される留意事項をまとめましたので，御留意くださるようお願いします。

（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針　※11 頁
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220218.pdf
また，協定先の海外大学等から留学生を受け入れる場合などにおいて，相手の海外大学等に対し，日本の 3 月以降の水際措置について情報提供を行っていただきますよう，ご協力をお願いいたします。

【入国を希望する留学生の状況確認調査（依頼）】
留学生の速やかかつ円滑な入国に向け，課題を把握した上で今後の施策に反映させていくため，入国を希望する留学生の現状把握を行いたいと考えておりますので，本調査に御協力くださいますようお願いします。
期限が短く恐縮ですが，わかる範囲の概数で構いませんので，下記の締切のとおり，回答いただければ幸いです。

調査1について:2 月 24 日（木）
調査1が上記に間に合わない場合及び調査 2 について:2 月 28 日（月）

〇令和 4 年 2 月 25 日（金）
<u>令和4年 3 月以降の外国人留学生の入国に係る説明会</u>
　2 月 25 日，文部科学省，出入国在留管理庁の担当者による標記説明会が，オンラインで開催されました。6団体が要望してきた留学生の入国は，3 月 1 日から認められることになりました。
　日時:2 月 25 日（金）16:00～17:00
　形式:オンライン説明会
　　YouTube 配信 URL　https://youtu.be/ZdyFXNwPSMQ
　対象:大学，高等専門学校，専修学校・各種学校，日本語教育機関，小中高等学校
　次第:1. あいさつ
　　2. 新たな水際対策の概要説明（15 分）
　　3. その他個別留意事項説明（15 分）
　　4. 質疑応答（30 分）
◇参考:
・新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う日本語教育機関における待機措置等について（周知）
　https://www.dropbox.com/home/%E6%97%A5%E6%8C%AF%E5%8D%94%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B42%E6%9C%88%E5%8F%B7?preview=%E6%B0%B4%E9%9A%9B%E6%96%B0%E3%81%9F%E3%81%AA%E6%8E%AA%E7%BD%AE2%E6%9C%8825%E6%97%A5.pdf
・厚生労働省ホームページ
　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う日本語教育機関における待機措置等について

出入国在留管理庁より，標記について次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・

今般，政府の方針として，「水際対策強化に係る新たな措置（27）」により，外国人の新規入国の考え方が示されました。

日本語教育機関の皆様におかれましては，留学生の受入れに当たって，別添周知文の内容を御確認いただき，適切な御対応の遵守徹底をお願いします。

なお，本日16時より新たな水際措置に係る教育機関向け説明会を実施します。

下記リンクより説明会の Youtube 配信を御覧いただけます。

https://youtu.be/ZdyFXNwPSMQ

・新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る新たな措置に伴う日本語教育機関における待機措置等について（周知）

https://www.dropbox.com/home/%E6%97%A5%E6%8C%AF%E5%8D%94%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B9%B42%E6%9C%88%E5%8F%B7?preview=%E6%B0%B4%E9%9A%9B%E6%96%B0%E3%81%9F%E3%81%AA%E6%8E%AA%E7%BD%AE2%E6%9C%8825%E6%97%A5.pdf

山下貴司　衆議院議員への訪問

日本語教育機関 6 団体が，山下貴司（元法務大臣）氏を訪問し，待機留学生の受入れ人数の増枠，待機留学生への支援について要望しました。当協会から中西評議員が出席しました。

日時：令和 4 年 2 月 25 日(金)13：10～13：30

場所：衆議院第二議員会館

出席者：（一財）日本語教育振興協会評議員　中西　郁太郎

（一社）全国日本語学校連合会

（一社）日本語学校ネットワーク

全国専門学校日本語教育協会

（一社）全国各種学校日本語学校協会

令和 3 年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」HP の Q&A 等の更新

文化庁国語課より，次のとおり令和3年度補正予算事業の「よくある質問（Q&A）」が更新されたとの連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

令和3年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の HP「よくある質問（Q&A）」の更新版が掲載されました。

これまでに3回開催しました公募説明会におけるご質問等を踏まえて，2月25日現在，ver4となっています。

追加した Q&A は番号を赤にしております。

なお，仕様書の間違いについては，正誤表を掲載いたしました。

今後も随時，ご質問の内容を追加して情報を更新していく予定です。

・文化庁の事業HPのURL：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93658501.html

〇令和 4 年 4 月 1 日（金）

末松信介　文部科学大臣への訪問

日本語教育機関 6 団体が，末松信介　文部科学大臣を訪問し，待機留学生の早期入国受入れ促進，待機留学生への支援，日本語教育機関への支援，「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語

教育施設の認定等に関する法律案」の早期成立について要望しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和４年４月１日(金)15：30～15：45
場所：文部科学大臣室
出席者：（一財）日本語教育振興協会評議員　佐藤理事長
（一社）全国日本語学校連合会
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会
（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

◇要望書

文化庁令和３年度補正予算事業「ウイズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の公募１の採択団体について

文化庁令和３年度補正予算事業「ウイズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の公募１の採択団体が，文化庁のホームページに掲載されましたのでお知らせします。

今後，日振協は採択されました凸版印刷株式会社と連携して，当該事業に取り組んでまいります。

なお，説明会等は決まり次第お知らせいたします。

採択団体（五十音順）

・NTT ラーニングシステムズ株式会社
・株式会社 JR 西日本コミュニケーションズ
・株式会社 JTB
・近畿日本ツーリスト株式会社
・凸版印刷株式会社
・三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社

参考 令和３年度補正予算事業「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の募集
10．採択団体参照
https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/93658501.html

○令和４年４月４日（月）

山下貴司　衆議院議員への訪問

日本語教育機関６団体が，日本語教育推進議員連盟副幹事長 山下貴司 衆議院議員を訪問し，入国制限緩和と日本語教育推進議員連盟第 15 回総会に対するご尽力にお礼を申し述べるとともに，意見交換しました。当協会から佐藤理事長が出席しました。

日時：令和４年４月４日(月)15：20～15：35
場所：衆議院第二議員会館
出席者：（一財）日本語教育振興協会評議員　佐藤理事長
（一社）全国日本語学校連合会
（一社）日本語学校ネットワーク
全国専門学校日本語教育協会
（一社）全国各種学校日本語学校協会
（一社）全日本学校法人日本語教育協議会

○令和４年４月 11 日（月）

新年度における留学生の留学意向確認調査

文部科学省及び文化庁より標記について次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日本語教育機関　　御中

平素よりお世話になっております。

文部科学省専修学校教育振興室・文化庁国語課でございます。

以下，依頼事項がございますので，ご確認をお願いいたします。

2月に「入国を希望する留学生の状況確認調査」を実施し，その際には短い締切にも関わらずご協力いただきまして誠にありがとうございました。

3月からは「水際対策強化に係る新たな措置（２７）」に基づき入国が再開され，1日当たりの入国数制限も徐々に緩和されてきておりますところ，今後の継続的な留学生の入国を検討する上で，現在入国を待機している留学生数の正確な把握する調査を改めて実施させていただきます。

新年度のお忙しいところ恐縮ですが，ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

※該当がない学校においては，回答不要です。

※回答対象は，現在入国を待機している留学生数であり，2022年3月末で卒業した者は含みません。

回答期限：2022年4月12日（火）正午

〇令和4年4月12 日（火）

留学生円滑入国スキームへの外国航空会社（深圳航空）の参画について

出入国在留管理庁より，留学生円滑入国スキームに深圳航空が４月１２日（火）から参画することになった旨のお知らせがありました。

詳細は文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00149.html

外国人留学生入国サポートセンター（文部科学省及び出入国在留管理庁共同運営）

＜平日＞03－5253-4111（内線5084）

＜土曜日＞080-4322-4792　　080-4339-5990　　080-4355-0236

受付時間：10時00分から18時00分まで

（留学生円滑入国スキームとは）

文部科学省，出入国在留管理庁及び国土交通省との共同で，ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に，国内航空会社等の協力を得て，大学や高等専門学校，高等学校，専修学校・各種学校，日本語教育機関等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について，フライト毎に設定されている一般枠と別に扱い，当該フライトの空席を活用して，留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする「留学生円滑入国スキーム」を導入しております。

〇令和4年4月15 日（金）

留学生円滑入国スキーム対象航空会社（上海吉祥航空）の追加等について

出入国在留管理庁より，留学生円滑入国スキームに，上海吉祥航空が４月１５日（金）から参画することになった旨のお知らせがありました。

〇令和4年4月26 日（火）

留学生円滑入国スキーム対象航空会社（中国東方航空）の追加等について

出入国在留管理庁より，留学生円滑入国スキームに，中国東方航空が４月２１日（木）から参画することになった旨のお知らせがありました。

○令和４年４月 28 日（木）

GW 中の留学生の入国に係る留意点等について

出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・

平素より出入国管理行政に対する，御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

明日以降，大型連休に入ることから，留学生の入国に係る留意点等について御連絡させていただきます。

・新型コロナウイルス感染症についての感染状況は刻々と変化している状況です。連休中にも，国内外の感染状況等に応じ，求められる水際対策強化措置に変更が生じる可能性がございますので，下記ホームページを適宜ご確認いただき，最新の水際対策の状況の把握に努めていただくとともに，留学生及び教職員等への周知並びに必要なサポート等をお願いいたします。

・連休中に水際対策強化措置に変更がある可能性に鑑み，緊急時の連絡先の確認等を行うなど，休日においても留学生と十分に連絡が取れる体制の構築をお願いいたします。

◇水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について

（厚生労働省 HP ページ下部にリンクあり）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

◇新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

（外務省海外安全 HP）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

また，留学生の受入れに関し，文部科学省，出入国在留管理庁及び国土交通省との共同で，ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に，国内航空会社等の協力を得て，大学や高等専門学校，高等学校，専修学校・各種学校，日本語教育機関等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について，フライト毎に設定されている一般枠と別に扱い，当該フライトの空席を活用して，留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする「留学生円滑入国スキーム」を導入しておりますが，このたび，当該スキームに，大韓航空及びアシアナ航空が参画することになりましたので，お知らせします。

これにより，４月 28 日現在，当該スキームに参画している航空会社は，日本航空（JAL グループ），全日本空輸（ANA），中国国際航空・深圳航空，中国南方航空，春秋航空，厦門航空，上海吉祥航空，中国東方航空，ネパール航空，大韓航空，アシアナ航空となります。

申請方法は，各社で異なりますので，文部科学省ホームページをよくご確認いただき，申請いただくようにお願いします。

各航空会社の申請方法等は順次，各国の言語に翻訳したものも掲載していますので留学生にスキームの周知をする際などに是非ご活用ください。

新規の航空会社も加わることで留学生の入国の可能性が高まると考えられますので，学内で広くご周知いただきますようお願いいたします。

また，引き続き，留学生の入国は本スキームによるものだけに限定されるものではなく，通常の方法でフライトの予約が可能な場合には，本スキームを通じて申込む必要はありません。速やかに入国できる手段を御検討くださるようお願いします。

詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00149.html

地方自治体及び民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組について

出入国在留管理庁より標記について次のとおり連絡がありました。

・・・・・・・・・・・・・・

標記につきましては，先般，別添の新型コロナウイルス感染症対策分科会中間とりまとめを送付させていただいたところでございます。

今後，若者を含めワクチン３回目接種をさらに促進するとともに，安全・安心を高めながら社会経済活動を回復・継続するために，日常生活の様々な場面・場所において，ワクチン接種歴や検査結果を確認す

る取組を一層進めていく必要がある中で，改めて中間とりまとめを御確認いただき，ワクチン接種歴や検査結果確認の取組を一層実施いただきますようお願いします 。
　特に，中間とりまとめでは，「国の基本的対処方針で定めている行動制限を緩和するものではないことに留意」とされておりますが，現在 ，緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県において地域の実情を踏まえて行われている会食人数等の要請又は働きかけは，これには該当しませんので，ワクチン３回目接種や検査結果を確認することにより，都道府県の判断で緩和することも可能です。
　ワクチン３回目接種をさらに促進する観点から，御活用いただきますようお願いします。

○令和４年５月 12 日（木）
【凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』 公募説明会
　当協会が凸版印刷株式会社と連携協力して進めている標記説明会が開催された。
（１）オンライン説明会開催日時
　令和４年５月１２日（木）１４：００～１５：２０
（２）参加対象
　法務省告示の日本語教育機関（全ての日本語教育機関が対象です）
（３）内容
　事業の概要，事務局の特徴，申込方法について等

○令和４年５月 18 日（水）
日本入国前の感染防止対策及び入国前手続き（「ファストトラック」・「Visit Japan Web サービス」）の利用の徹底について
　出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
標記につき，別添の周知文書を御確認いただき，添付のチラシを活用して，入国予定の留学生に周知いただきますよう，お願い申し上げます。
日本入国前の感染防止対策及び入国前手続きの利用の徹底について（周知文書）
Fast Track and Visit Japan Web【留学生向け】
留学生の皆さんへ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために（チラシ）
Visit Japan Web チラシ
（日本語）（英語）（ベトナム語）（中国語（簡体字））（中国語（繁体字））
（韓国語）（ネパール語）（タイ語）（インドネシア語）（ミャンマー語）
（カンボジア語）（タガログ語）

＜問合せ先＞
◇ファストトラックに関することについて
　新たな措置（２７）コールセンター
　・０１２０－２８９－３２２　　・０１２０－２４８－６６８
　・０５０－１７５１－２１５８　　・０５０－１７４１－８５５８
　受付時間：９時から２１時まで（土日祝日含む）

○令和４年５月 20 日（金）
【凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』公募開始及び公募サイトオープンについて
　本事業については，当協会が凸版印刷株式会社と連携協力して進める事業です。標記について次のとおりお知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・

凸版印刷事務局による文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』について，公募を開始しました。
公募期間：令和４年５月 20 日（金）～令和４年６月２日（木）18:00 まで
詳細については，下記公募 WEB サイトをご覧ください。
https://tpn.onlinnihongo.bunka.go.jp/
お申し込みをご検討の際は，先ずは上記サイトから公募要領・様式・事業概要をダウンロードのうえ，事業概要の 2～3 ページ「申請に向けた手順」を参考にしてください。

○令和４年５月 25 日（水）
入国前の事前手続の更なる利用の徹底等について
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありました。
・・・・・・・・・・・・・・
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
外国人留学生の受入れ等については，水際対策等に十分ご留意いただきながら進めていただいているところと存じますが，今回，変更点等について周知させていただきますので，ご確認の上，適切なご対応をいただきますようお願いします。
１　入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web サービス」の更なる利用の徹底について
令和４年３月１日から施行されている「水際対策強化に係る新たな措置（27）」 に基づいて，外国人の新規入国に当たり，受入責任者は「外国人新規入国オンライン申請時の誓約事項 」オのとおり，ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用について，入国者に案内することとなっており，これまでも累次にわたって確実な利用をお願いしています。
しかしながら，依然としてファストトラック・Visit Japan Web サービスの利用率が低いことから，空港における滞留の大きな原因になっており，ひいては，今後の入国制限緩和の支障になりかねません。
ついては，ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの更なる利用の徹底のため，特に留学生を受け入れる教育機関の皆様におかれましては，受入れに当たって別添周知文のとおり対応の遵守徹底をお願いします。
２　水際対策強化に係る新たな措置（２８）について
５月２０日付で，「水際対策強化に係る新たな措置（２８）」が公表され，６月１日以降，以下の通りの措置が講じられることとなりますので，ご確認をお願いします。
（１）入国時検査及び入国後待機期間の見直し
オミクロン株に関する知見，各国・地域における流行状況，日本への流入状況などのリスク評価，ワクチンの有効性等を踏まえ，各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し，本措置に基づく別途の指定に沿って，下記の措置が実施されることとなります。
国・地域を「赤」・「黄」・「青」の３つに区分し，
ア　「赤」区分の国・地域からの帰国者・入国者については，入国時検査を実施した上で，検疫所が確保する宿泊施設での３日間待機を求め，宿泊施設で受けた検査の結果が陰性であれば，退所後の自宅等待機を求めないこととします。このうち，ワクチン３回目接種者については，宿泊施設での待機に代えて，原則７日間の自宅等待機を求めることとし，入国後３日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば，その後の自宅等待機の継続を求めないこととします。
イ　「黄」区分の国・地域からの帰国者・入国者については，入国時検査を実施した上で，原則７日間の自宅等待機を求めることとし，入国後３日目以降に自主的に受けた検査の結果が陰性であれば，その後の自宅等待機の継続を求めないこととします。このうち，ワクチン３回目接種者については，入国時検査を実施せず，入国後の自宅等待機を求めないこととします。
ウ　「青」区分の国・地域からの帰国者・入国者については，ワクチン３回目接種の有無によらず，入国時検査を実施せず，入国後の自宅等待機を求めないこととします。
（２）入国後の公共交通機関の使用について

入国後　２４時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り，引き続き，自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用を可能とします。
　なお，具体的な国・地域については，準備が整い次第，公表される見込みです。
詳細については以下のリンク先をご確認ください。
・厚生労働省ホームページ　水際対策に係る新たな措置について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
・水際対策強化に係る新たな措置（２８）
https://www.mhlw.go.jp/content/000941163.pdf
・水際対策強化に係る新たな措置（２８）Q&A
https://www.mhlw.go.jp/content/000941306.pdf
３　留学生円滑入国スキームの終了について
　外国人留学生の受入れに関し，文部科学省，出入国在留管理庁及び国土交通省との共同で，ビジネス客等が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に，国内航空会社等の協力を得て，大学や高等専門学校，高等学校，専修学校・各種学校，日本語教育機関等の受入機関が搭乗便の希望を集約した留学生について，フライト毎に設定されている一般枠と別に扱い，当該フライトの空席を活用して，留学生が円滑に搭乗・入国することを可能とする「留学生円滑入国スキーム」を導入しております。
　当該スキームについては，一般枠を含め，入国は順調に進み，５月末までに相当程度の留学生の入国が認められること，また直近の「留学生円滑入国スキーム」の申請が落ち着いていることから，当初の予定どおり，５月３１日をもって終了することとし，外国人留学生入国サポートセンターも５月末で閉鎖することをお知らせいたします。
　５月３１日までに日本に到着する各航空会社の外国人留学生入国サポートセンター（文部科学省及び出入国在留管理庁共同運営）への予約申請についても順次終了いたします。
　このため，６月１日以降に日本に到着される外国人留学生の方は，一般的な予約方法によりフライトの予約をお願いします。
詳細は文部科学省ホームページをご確認ください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00149.html

〇令和４年６月８ 日(水)
入国前の事前手続の更なる利用の徹底等について(第2弾)
　出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
日本語教育機関　御中

　平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
　外国人留学生の受入れ等については，水際対策等に十分ご留意いただきながら進めていただいているところと存じますが，今回，5月25日に送付した周知文の変更点についてお知らせさせていただきますので，ご確認の上，適切なご対応をいただきますようお願いします。

１　在留資格認定証明書交付申請時の確認書類の提出
　ア　受入責任者となる教育機関等は，入国者に対し，感染防止対策の徹底や待機施設の確保等に加え，ファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用について，入国者に案内することとされ，それらの誓約事項を遵守することを前提に入国・在留が認められているところです。
このため，今後，地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請時又は査証発給申請の場面のいずれかにおいて，本人及び受入責任者それぞれから，確認書を提出いただくこととします。具体的には，周知文の内容を御確認ください。

イ　主務省庁において各受入責任者のファストトラック及び Visit Japan Web サービスの利用状況を定期的に把握することとしておりますが，当該利用状況が思わしくない受入責任者に係る在留資格認定証明書交付申請時に，説明書類の提出を求める場合がありますので，あらかじめ御承知おきください。

詳細や確認書の様式は入管庁ホームページにも掲載しておりますので，下記 URL を御参照ください。
https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html
・入国前の事前手続「ファストトラック」及び「Visit Japan Web　サービス」の更なる利用の徹底について（依頼）

【凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』二次募集及び相談会の実施について

本事業については，当協会が凸版印刷株式会社と連携協力して進める事業です。標記について次のとおり開催されました。
・・・・・・・・・・・
凸版印刷事務局による文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』について，二次募集を実施することが決定いたしました。
具体的な日付は別途公募 WEB サイト　https://tpn.onlinnihongo.bunka.go.jp/　にてご案内いたします。
この機会に是非ともご参加頂き，事業を通じて下記を実現してください。

・本事業を，10 月期生の留学生に対するコミュニケーションツールとして活用！
・本事業を，来年 1 月及び 4 月期生の学生募集に向けての学校 PR に活用！
・本事業を通じて，オンライン授業のノウハウ蓄積，オペーレーション改善に活用！
また，二次募集に向けて，凸版印刷株式会社より公募事業に関する相談会を開催します。

【開催日時】
6 月 10 日（金）10:00-11:30（オンライン開催）
6 月 14 日（火）10:00-11:30（オンライン開催）
※より多くの学校様にご参加頂けるよう追加開催も調整中です。
【相談会の内容】
●事務局から提供するオンライン教材を活用した，モデルカリュキュラム，モデル積算を提示しながら，各学校様からの疑問・質問に対してご回答。
教材 ： Japanese express Reading Bank / JLPT 実力アップコース対策 /
BJT 対策 / 初級導入項目に準拠した「Magic Pocket」
●申請様式，経費の考え方など，疑問点や不明点に対してご回答。
【申込み方法】（使用ツール：zoom）
開催日までに下記の事前登録用 URL にアクセスし，下記項目をご入力ください。
＜登録用 URL＞
・6 月 10 日（金）10:00-11:30（オンライン開催）
https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZAucOCvpz4jHtVK89ZomGFBb3gTJYuCvs7W
・6 月 14 日（火）10:00-11:30（オンライン開催）
https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZwufuygqj0qH9zA4OT_P98zpJ1rCiEe86Y-

【ご質問】
ご質問がある場合は，上記登録用 URL のフォームにご記載ください。
対面でのご質問希望の場合も，上記登録用 URL のフォームにご記載ください。

○令和 4 年 6 月 9 日（木）
学生等に対する緊急給付金における学生等の推薦期限について

文部科学省の実施する「学生等に対する緊急給付金における学生等の推薦期限について」お知らせがありました。

○令和 4 年 6 月 15 日(水)

凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』相談会の追加開催について

本事業については，当協会が凸版印刷株式会社と連携協力して進める事業です。標記について次のとおりお知らせいたします。

・・・・・・・・・・・

凸版印刷事務局による文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』について，相談会の追加開催をいたします。

6/10 及び 6/14 に実施しました相談会と概要は同じですが，新たに，実証事業に関する取組み及び効果，オンライン授業に対する考え方，教師視点でのメリット・経営者視点でのメリットについてお伝えします。

質疑応答もありますので，申請様式，経費の考え方などの疑問点や不明点にもお答えいたします。

二次公募の詳細については別途公募 WEB サイト https://tpn.onlinnihongo.bunka.go.jp/にてご案内予定です。

この機会に是非ともご参加頂き，事業を通じて下記を実現してください。

・本事業を，10 月期生の留学生に対するコミュニケーションツールとして活用！

・本事業を，来年 1 月及び 4 月期生の学生募集に向けての学校 PR に活用！

・本事業を通じて，オンライン授業のノウハウ蓄積，オペーレーション改善に活用！

【開催日時】

6 月 20 日(月)15:30-17:00(オンライン開催)

【相談会の内容】

1.事務局から提供するオンライン教材を活用した，モデルカリュキュラム，モデル積算を提示しながら，各学校様からの疑問・質問に対してご回答。

教材 ： Japanese express Reading Bank / JLPT 実力アップコース対策 / BJT 対策 / 初級導入項目に準拠した「Magic Pocket」

2.実証事業に関する取組み及び効果について

オンライン授業に対する考え方，教師視点でのメリット・経営者視点でのメリット

3.申請様式，経費の考え方など，疑問点や不明点に対してご回答。

【申込み方法】(使用ツール：zoom)

開催日までに下記の事前登録用 URL にアクセスし，下記項目をご入力ください。

https://us02web.zoom.us/meeting/register/tZYscu2hqz8sGda3p_QeTM4j4l05WQjA2mzm

【ご質問】

ご質問がある場合は，上記登録用 URL のフォームにご記載ください。

対面でのご質問希望の場合も，上記登録用 URL のフォームにご記載ください。

○令和 4 年 6 月 22 日(水)

在留資格認定証明書に係る新たな取扱い等について

出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。

・・・・・・・・・・・・・

日本語教育機関 御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

標記につき，本日（6月22日）付け，在留資格認定証明書の有効期限及び同証明書の有効期限後における，理由書を提出資料とする同証明書交付申請の取扱い等について，出入国在留管理庁 HP に掲載されましたので，お知らせします。
なお，「[Q＆A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」は，おって更新します。

・在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf
・〔Q＆A〕新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留資格認定証明書の取扱い等について
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005503.pdf
・在留資格認定証明書の有効期限が経過した方の在留資格認定証明書交付申請
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005852.pdf
・本邦に入国を予定している方に係る取扱い
https://www.moj.go.jp/isa/content/930005850.pdf

【凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』二次募集について
告示日本語教育機関 各位

凸版印刷株式会社様から二次募集の案内がありましたのでお知らせします。
本事業につきましては，日振協等日本語教育機関関係 6 団体が告示日本語教育機関への財政支援を求め，内閣官房長官，関係省庁，日本語教育推進議員連盟及び各政党等に何度も要望書を提出して，文化庁国語課が 41 億円の予算を獲得した事業です。これまで日本語教育機関に直接国費が投入されたことはありません。
現在入国制限が大幅に見直されたこともあり，入国する留学生への対応で多忙を極めていることは重々承知しているところでありますが，何卒日本語教育機関の将来を見据え，少しでも多くの機関が申請されることを願っております。
申請に伴う疑問点・不明な点等は，凸版印刷株式会社事務局様が丁寧にお答えしますので，遠慮なく質問してください。日振協も本事業について凸版印刷株式会社様と協力して推進しておりますのでご相談ください。
・・・・・・・・・・・
公募期間：令和 4 年 6 月 22 日（水）～令和 4 年 7 月 7 日（木）18:00 まで
詳細については，下記公募 WEB サイトをご覧ください。
https://tpn.onlinnihongo.bunka.go.jp

申し込みは学校様に応じて，2 つのパターン（A・B）を準備しております。どちらか1つを選択してお申し込みください。
★申し込み（A）については，申請モデルをご案内できますので，ご希望の学校様は凸版印刷公募事務局までお問い合わせください。
★一部，様式の修正等があります。現在掲載されている様式が最新版です。

○令和 4 年 6 月 30 日（木）
新型コロナウイルス感染症の影響により帰国困難な留学生等に係る在留諸申請の取扱いについて
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
日本語教育機関 御中
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
これまで，新型コロナウイルス感染症の影響を受けた留学生の方並びに継続就職活動中及び内定待機中の方の在留期間更新許可申請については，通常認められる期間を超えて在留期間更新を認めるなどの措置を行ってまいりましたが，帰国困難な状況が改善されてきていること等を踏まえ，今後は，以下のとおり取り扱うこととなりましたので，お知らせします。

また，本件につきましては，入管庁ホームページにも掲載されておりますので，併せて御確認ください。

■各措置内容の概要
1　在留資格「留学」により在留する方
（現在）
・帰国困難を理由として引き続き教育を受けるための在留期間の更新が認められ，専ら日本語の教育を受ける期間が2年を超える場合でも，更新が認められます。
（変更後）
・帰国困難を理由として引き続き教育を受けるための在留期間の更新は認められず，専ら日本語の教育を受ける期間が2年を超える場合も，更新は認められません。
・上記にかかわらず，現に在籍している課程等の終期を迎えていない方は，当該課程の終期まで更新が認められます。
（補足）
・日本語教育機関の令和4年4月期生までの方について，入国制限により学習に支障が生じた場合，最大3年の在留が認められる取扱いには変更はありません。
2　継続的な就職活動を行う期間の在留資格「特定活動」により在留する方
（現在）
・卒業後1年を超える場合であっても在留期間の更新が認められます。
（変更後）
・就職活動を行う期間が令和5年3月末日までの方は，更新が認められます。
・卒業後1年を超え，かつ，令和5年4月以降も就職活動を継続する方は，更新が認められません。

3　内定者が就職するまでの期間の在留資格「特定活動」により在留する方
（現在）
・就職までの期間が内定後1年を超え又は卒業後1年6月を超える場合であっても，就労を開始するまでの期間，在留期間の更新が認められます。
（変更後）
・令和5年4月末日までに就労を開始する方は，更新が認められます。
・内定後1年又は卒業後1年6月を超え，かつ，就労の開始が令和5年5月以降の方（又は就労を開始する日が決定していない方）は，更新が認められません。

4　補足事項
上記1ないし3の取扱いにより，在留期間更新許可申請が不許可となる場合であっても，新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な場合は，令和4年11月1日までに現に有する在留資格の在留期間が満了する場合に限り，「今回限り」として在留資格「特定活動（4か月）」への在留資格の変更が認められます。

＜ホームページ掲載先＞
■新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について（留学生及び日本語教育教育機関に係る取扱い）〔上記1～3〕https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html
■新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請について（帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い）〔上記4〕https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

○令和４年７月７　日（木）
東京出入国在留管理局における「特定活動（帰国困難）」に係る郵送による申請の終了について
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
日本語教育機関　御中

平素より出入国在留管理行政に御理解御協力いただき誠にありがとうございます。

標記につき，これまで東京出入国在留管理局の管轄区域に居住する元留学生を対象に，「特定活動（帰国困難）」に係る郵送による申請を受け付けておりましたが，7月29日（金）（当日消印有効）をもって終了となりますので，お知らせいたします。
また，当庁HPの新型コロナウイルス感染症に関する在留諸申請について，帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い（https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html）もあわせて御確認ください。

○令和４年７月 25 日（月）
日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
日本語教育機関　御中
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。
日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて，別添のとおり依頼を発出いたしましたので，内容を御確認ください。
・日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて（周知文）

○令和４年８月１ 日（月）
B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。
また，新型コロナウイルス感染症対策につきましても，御尽力いただいているところですが，今般，厚労省から別添のとおり事務連絡が発出され，取扱いが変更となっておりますので，お知らせします。
当該事務連絡の主な内容としては，
・濃厚接触者の健康観察期間が7日間から5日間に変更されること
・健康観察期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は，3日目から解除となること
・療養期間又は待機期間解除後に職場等で勤務を開始するに当たっては，職場等にPCR検査や抗原定性検査キット等による陰性証明等を提出する必要はないことの再徹底などとなっておりますので，改めて取扱いを御確認いただけますようお願いいたします。

◇添付物
1　令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）厚労省事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
2　令和4年7月22日付け厚労省事務連絡「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」

○令和４年８月３ 日（水）
新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
日本語教育機関　御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。
標記の件に関して，本年7月29日に新型コロナウイルス感染症対策本部において，「病床，診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応」が決定され，医療のひっ迫を回避するための対策を実施していくこととなりました。
貴機関におかれましては，新型コロナウイルス感染症にかかる当庁からの依頼について，御理解・御協力をいただいているところですが，別添「要請書」のとおり，職員等に検査証明を求めないことなどについて依頼させていただきますので，改めて御協力いただけますようお願いいたします。

加えまして，別件となりますが，出入国在留管理庁ホームページに掲載されております「〔Q＆A〕日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」に関して，問7につき，帰国困難を理由とした「留学」の在留期間更新を認める取扱い（2年間を超えて日本語教育機関在籍する場合も含む。）が7月31日申請をもって終了したこと（6月30日にお知らせしたものです。），問14につき，東京出入国在留管理局での「特定活動（帰国困難）」の郵送による申請受付が終了したことから，内容を更新しましたのでお知らせします。

[Q＆A]日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（2022.8.3 更新）
（https://www.moj.go.jp/isa/content/001341948.pdf）

・別添資料
資料 7 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請書.pdf
資料 8 【コロナ対策本部決定】病床，診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応.pdf
資料 9 別添資料（療養証明書表示方法等）.pdf
資料 10 参考資料（自治体事例）.pdf

〇令和 4 年 8 月 19 日（金）
<u>日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて</u>
出入国在留管理庁から 7 月 25 日付で，「日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて」が日本語教育機関宛てに発出されました。
本件に関連して，文化庁国語課から下記の連絡がありましたのでお知らせします。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7 月 25 日付けで入管庁から発出された周知文に以下の記載があります。
【本邦の日本語教育機関が海外に居住する者に対して行う当該オンライン授業について， 日本語教育機関に入学しようとする者の日本語履修歴として認める】

文化庁と入管庁が複数回協議して今回初めて明文化されたものです。
この通知をもって，在留資格「留学」の取得要件の1つである，日本語履修歴（150 時間以上）が告示校によるオンライン教育である場合，認められることになります。
当該措置はコロナ禍における特化措置ではなく，平時となった後においても今後，当該措置を認めるものです。
この 150 時間の教育プログラムの実施に際しては，文化庁補正予算「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」を活用いただくことが可能です。
令和 5 年 4 月以降の入学を希望する海外の学習者に対して，150 時間以上の日本語教育プログラムを実施いただく際には，ぜひ本事業名を記載した修了証を発行いただけますよう，お願いいたします。
（本事業の活用がなくても可能です。）
どうぞよろしくお願い申し上げます。

＜参考：添付文書の該当部分抜粋（黄色マーカー）＞
2 海外にいる者に対するオンライン授業について

(1) 日本語教育機関に入学しようとする者を対象とするもの
オンライン授業が，同時かつ双方向性を有し，対面授業に相当する効果が得られるような適切に授業を行う体制が確保され，適切に受講されていれば，本邦の日本語教育機関が海外に居住する者に対して行う当該オンライン授業について，日本語教育機関に入学しようとする者の日本語履修歴として認めることとします。
・添付文書　資料 4

【凸版印刷(株)】文化庁『ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業』三次募集について（ご案内）

凸版印刷株式会社様から三次募集の案内がありましたのでお知らせします。

この度，在留資格「留学」の取得要件の1つである，日本語履修歴（150 時間以上）が告示校によるオンライン教育である場合，認められることになりました。詳細については，7 月 25 日付〔出入国在留管理庁〕「日本語教育機関におけるオンライン授業の取扱いについて」の「記2 海外にいる者に対するオンライン授業について(1) 日本語教育機関に入学しようとする者を対象とするもの」を参照してください。

未申請の日本語教育機関におかれましては，この最後の募集の機会に是非御検討の上，申請いただきますようお願いいたします。

なお，申請に伴う疑問点・不明な点等は，凸版印刷株式会社事務局様が丁寧にお答えしますので，遠慮なく質問してください。日振協も本事業について凸版印刷株式会社様と協力して推進しておりますのでご相談ください。
・・・・・・・・・・・

公募期間：令和 4 年 8 月 24 日（水）～令和 4 年 9 月 9 日（金）
詳細については，下記公募 WEB サイトをご覧ください。
https://tpn.onlinnihongo.bunka.go.jp

【一次・二次募集との違い】以下の点が一次・二次募集と異なりますのでご注意ください。
・契約締結及び事業開始は11月以降を想定
・申し込みは事務局への問い合わせにて受付
※申請書類一式を記入し事務局にメールで提出。
（1次2次は申請フォーム経由で提出）
※各種様式はお問い合わせのあった学校に個別にメールで配布
・申し込み（A）のみ
・選択可能な事務局支援パッケージを一部に限定
※支援パッケージのうち，「動画制作支援」「LMS 構築支援」，及び「講師研修」が申込み対象外

〇令和 4 年 8 月 26 日（金）
「水際対策強化に係る新たな措置（31）」に伴う措置について
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。

また，新型コロナウイルス感染症対策につきましても，御尽力いただいているところですが，今般，厚労省から別添のとおり外国人の新規入国の考え方が公表され，取扱いが変更となっておりますので，お知らせします。

主な内容としては，
・令和4年9月7日より，入国時に3回目ワクチン接種証明書を保持している場合は，出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めないこととする。
となっておりますので，改めて取扱いを御確認いただけますようお願いいたします。

〇令和 4 年 9 月 5 日（月）
日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第六版）について

内閣官房コロナ室の指示による数度の改定を経て，最新版においては，保健所業務の重点化や社会経済活動の維持の観点から，オミクロン株の特徴を踏まえた対応として，これまでの感染防止策の修正を行っています。

第五版との変更点については，新旧対照表をご確認ください。
基本的には，オミクロン株の特性に合わせて，緩和できるところは緩和，削除できるところは削除し，なるべくシンプルに変更しています。
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2744&f=news

○令和４年 10 月７日（金）
ファストトラック等の利用に係る確認書提出及び新型コロナウイルス感染症陽性者報告依頼の終了について
出入国在留管理庁より本年 10 月 11 日（火）以降，次の2件の取扱いが終了となる旨の連絡がありましたので，お知らせいたします。
・在留資格認定証明書交付申請時等にファストトラックおよび Visit Japan Web の利用に関する確認書の提出
・日本語教育機関に在籍する留学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出入国在留管理庁への連絡

○令和４年 10 月 11 日（火）
水際緩和措置に伴う各種取扱いの終了について
出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を賜りありがとうございます。
これまで，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い各種措置を講じておりましたところ，本日11日（火）に水際緩和措置が実施されることから，入国制限措置に関する運用の見直しを行いました。
それに伴い，出入国在留管理庁ホームページに掲載されております「〔Q＆A〕日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」の問10につき，在留資格認定証明書交付申請に必要な書類の原本に代えて写し（コピー）の提出を認める取扱いが，本日11日（火）以降の申請については対象外となったことから，内容を更新しましたのでお知らせします。
〔Q＆A〕日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（2022.10.7 更新）
https://www.moj.go.jp/isa/content/001341948.pdf

また，そのほかの公表資料につきましても，本措置に伴い更新しましたので，併せてお知らせいたします。
◇本邦に入国を予定している方に係る取扱い及び再入国許可により出国した方の本邦入国に係る取扱い
https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155_2.html
◇在留資格認定証明書交付申請の取扱い
https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155_1.html
これまで各種措置に御協力いただき，誠にありがとうございました。

○令和４年 10 月 19 日（水）
今秋以降の感染拡大期における感染対策に係る分科会提言について
入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・
平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。
また，新型コロナウイルス感染症対策につきましても，御尽力いただいているところですが，今般，同感染症対策分科会から，政府に対し，別添のとおり提言が行われましたのでお知らせします。
本提言が行われた背景としましては，今秋以降の感染拡大において，これまでの感染拡大を大幅に超える感染者数が生じる可能性，また，季節性インフルエンザとの同時流行への懸念がございます。
今後，日本語教育機関におかれましては，本提言を踏まえ，効果的・効率的な感染対策に取り組んでいただけますよう，引き続き御協力をお願いいたします。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai19/kansentaisaku.pdf

○令和 4 年 10 月 20 日(木)

マスクの着用に関するリーフレットについて

入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。

・・・・・・・・・・・・・

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。

標記に関しまして，今般、厚生労働省から，各都道府県，保健所設置市，特別区衛生主管部(局)宛てに，別添事務連絡のとおり，更なる周知依頼がありました。

基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが，更なる周知のため，別添のとおりリーフレットが作成されましたので，日本語教育機関におかれましては，校内に掲示していただくなど、御活用いただきますようお願いいたします。なお，本人の意に反してマスクの着脱を無理強いするものではないことを申し添えます。

以上につきまして，どうぞよろしくお願いいたします。

ttps://www.mhlw.go.jp/content/001001581.pdf

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

○令和 4 年 10 月 25 日(火)

「職場における検査等の実施手順(第3版)」の送付及び「職場にお ける積極的な検査等の実施について(報告依頼)」の廃止について

入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。

・・・・・・・・・・・・・

日本語教育機関 御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。

標記に関して，厚生労働省及び内閣官房から，新型コロナウイルス感染症対策に関連して，以下の2点について連絡がございましたので，周知させていただきます。

1 職場における検査等の実施手順(第3版)について

令和3年6月に「職場における検査等の実施手順(第2版)」を送付させていただいたところですが，今般，オミクロン株の特徴を踏まえて

・ハイリスク施設等以外の事業所においては保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を求めないこととしたこと

・発生届の対象を65歳以上の方や入院を要する方等の4類型に限定し，保健医療体制の強化、重点化を進めていくこととしたこと等を踏まえ，「職場における検査等の実施手順(第2版)」が改訂されましたので，別添のとおり同手順の第3版を送付させていただきます。

2 「職場における積極的な検査等の実施について(報告依頼)」の廃止について

上記「職場における検査等の実施手順(第2版)」では，事業者は，検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し，抗原簡易キットを購入することができるとされておりました。

この点について，令和3年7月以降、購入に当たっては，内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の報告用WEBサイトにより，抗原簡易キットの購入個数等についての質問事項への回答に御協力いただくことを依頼させていただいておりましたが，今般，当該報告の運用が廃止され，令和4年11月末をもって報告用フォームの運用が終了する旨連絡がありましたので，お知らせいたします。

○令和 4 年 11 月 10 日(木)

【出入国在留管理庁】オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について

出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。

・・・・・・・・・・・・・

日本語教育機関　御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。
また、新型コロナウイルス感染症対策につきましても、御尽力いただいているところですが、今般、オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について、別添事務連絡のとおり御依頼させていただきたく、御連絡差し上げました。
つきましては、別添のリーフレットや事務連絡掲載の動画を御活用の上、希望する対象者の方が年内に接種を受けられますよう、御協力をお願いいたします。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf
https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf

○令和 4 年 11 月 14 日（月）
日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第七版）について
日本語教育機関団体連絡協議会では、新型コロナウイルス感染症対策として、業種別ガイドライン「日本語教育機関における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を 2020 年 8 月に定めました。
内閣官房コロナ室の指示による数度の改定を経て、最新版においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、ガイドラインを最新の知見を反映させた合理的な内容に見直したものとなっています。
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2776&f=news

○令和 4 年 12 月 12 日（月）
【出入国在留管理庁】年末年始の感染対策についての考え方
12 月 12 日，出入国在留管理庁より次のとおり連絡がありましたので，お知らせいたします。
・・・・・・・・・・・・・

日本語教育機関　御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き，誠にありがとうございます。
また，新型コロナウイルス感染症対策につきましても，御尽力いただいているところですが，年末に向けて，接触機会の増加等による感染状況への影響が懸念されていることから，今般，新型コロナウイルス感染症対策分科会において，別添のとおり「年末年始の感染対策についての考え方」が示されました。
つきましては，別添の内容について御確認いただき，今後の対応に活かしていただけますよう，御協力をお願いいたします。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai21/taisaku.pdf

○令和 5 年 3 月 1 3 日（月）
日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン（第八版）について
日本語教育機関団体連絡協議会では、新型コロナウイルス感染症対策として、業種別ガイドライン「日本語教育機関における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を令和2年8月に定めました。 令和5年2月10日の新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更に基づき，日本語教育機関の特性を鑑みつつ、内閣官房「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」に基づき、マスク着用の方針等について修正を行いました。 本ガイドラインは，日本語教育機関団体連絡協議会のホームページ https://jls6dantai.wixsite.com/website/covid19）にも掲載しております。
https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2826&f=news

○令和 5 年 4 月 13 日（木）
業種別ガイドラインの廃止等について

日本語教育機関団体連絡協議会では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、「日本語教育機関における新型コロナ感染症対策ガイドライン」を作成し運用してまいりましたが、この度の政府の基本的対処方針に基づき、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されるのに合わせて、本ガイドラインを廃止することとした。

関連ページ:

https://jls6dantai.wixsite.com/website/covid19

※資料２

https://www.nisshinkyo.org/news/detail.php?id=2859&f=news

○令和５年４月 18 日(火)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方について

今般、厚生労働省から、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月８日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」が発出された旨、出入国在留管理庁を通じて内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室から周知依頼がございましたので、お知らせします。

【感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するポイント】

・位置付け変更後は、政府として一律に外出自粛を要請するものではありませんが、分析結果や諸外国の事例を踏まえ、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨することを情報提供します。

・位置づけ変更後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。(ご家族、同居されている方が感染したら、外出する場合には、不織布マスクの着用や高齢者などハイリスク者と接触を控えるなどの配慮をお願いします。)

※本年5月８日に位置づけ変更が行われることを前提とした取り扱いであり、事前の情報提供となります。本取り扱いは、5月８日の前に改めて、予定通り位置づけの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。

また、内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページにおいて、位置づけ変更後の事業者の取組に役立つ情報等についても順次掲載することとしています。

https://corona.go.jp/guideline/

○令和５年５月８日(月)

【出入国在留管理庁】新型コロナウイルス感染症に関する留学生及び日本語教育機関に係る取扱いの終了について

出入国在留管理庁より標記について、連絡がありましたので、お知らせいたします。

・・・・・・・・・・・

日本語教育機関　御中

平素より出入国在留管理行政に御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。

本年5月８日、同感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したことを受け、下記のとおり、これまで継続してきた各種特例措置を終了することとなりましたので、お知らせします。

【措置の終了】

１　日本語教育機関におけるオンライン授業について

オンライン授業については、当面の間、教育課程の一部とみなす措置を継続してきましたが、本年9月30日(土)をもって同措置を終了することとしました。

２　当庁ホームページの更新について

「新型コロナウイルス感染症に関する外国人の在留諸申請について」の「留学生及び日本語教育機関に係る取扱い」に掲載していた御案内及びQ＆Aは廃止することとしました。

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00157.html

なお、Q＆Aに掲載していたもののうち、次の取扱いについては、時限的に継続しますので、御確認をお願いいたします。

【措置の継続（時限的なもの）】

1　帰国困難留学生への対応（Q＆A問7、問14）

帰国困難を理由に引き続き教育機関への在籍を希望する場合で、在籍中の教育機関の課程等を終了していない場合（在留期限が卒業日以前である場合）は、在籍予定期間の終了日を考慮して在留期間の更新を認める取扱いについては、対象者がいる間（令和5年度末まで）に限り継続します。

2　専ら日本語教育を受ける期間の延長（Q＆A問8）

令和4年4月期生までの方で、入国時期が遅れたことなどにより、十分な学習期間を確保できなかった場合は、当初の課程終期から最長1年間に限り、現在在籍している教育機関において、進学時期又は就職時期まで在留期間の更新を認める取扱いについては、対象者がいる間（令和6年度末まで）に限り継続します。

3　定員の増員について（Q＆A問12、問18、問19）

以下の取扱いについては、令和5年度末まで継続します。

（1）新型コロナウイルス感染症の影響で削減した定員を従前の定員の範囲内で増員する場合、次のケースについても増員を認めます。

○　増員する人員が増員前の定員の5割を超える場合

○　入国が遅れている留学生がいるなど、在籍者の数が定員の8割に満たなくとも　増員を認めるべき事情がある場合

○　過去1年以内に増員をおこなっている場合や複数回に分けて増員を行う場合

○　適正校である旨の通知を受けていない日本語教育機関で増員を行う場合

（2）新型コロナウイルス感染症の影響に伴う入国の遅れにより、新たな入学時期の在留資格認定証明書交付申請時において定員超過が見込まれる場合、次のとおり申請可能件数を算出します。

○　入国の有無にかかわらず当初の受入れコースの終了日を経過していない者については、在留資格認定証明書交付申請における申請枠の算出にあたり、在籍者数に算入します。

○　上記2の措置に基づき日本語教育機関に在籍している留学生については、在留資格認定証明書交付における申請枠の算出にあたり、在籍者数に算入しません。

（3）定員増員に係る要件（増員前の時点においておおむね8割以上の生徒が在籍していること）において、新型コロナウイルス感染症の影響により入国できない留学生についても在籍者とみなします。

4　教員の復職について（Q＆A問13）

新型コロナウイルス感染症の影響により退職した教員が同一の日本語教育機関に復職する場合、これまでに教員の要件の確認を受けているときは、教員の要件に関する立証資料（当庁ホームページ「日本語教育機関に係る各種変更の取扱い」の5の立証資料11から16まで）を提出不要とする取扱いは、令和5年度末まで継続します。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00222.html

国会での質問状況

・参議院予算委員会　高瀬弘美議員（公明党）

令和２年３月５日開催の参議院予算委員会において，高瀬弘美議員（公明党）から日振協からの要望事項に基づき次のような質問があり，森まさこ法務大臣が答弁。

質問要旨

４月入学予定の留学生の在留資格認定証明書の有効期限を3か月から6か月に延長してほしい。

答弁要旨

新型コロナウイルスの影響等を踏まえ，在留資格認定証明書の有効期限の取扱いを含め，更に取り得る措置を関係省庁とも検討し，柔軟に取り組んでまいりたい。

・衆議院文部科学委員会　馳浩議員（自由民主党）

令和２年３月６日開催の衆議院文部科学委員会において，馳浩議員（自由民主党）から日振協の佐藤理事長からの要望が届いていると述べ，次のような質問があり，丸山出入国在留管理庁在留管理支援部長が答弁。

質問要旨

① 国から日本語教育機関へ新型コロナウイルス感染症に関する通知がなかった。今後，大規模災害等や重大な感染症に対応するため速やかに連絡体制を整えてほしい。

② ４月入学予定の留学生の在留資格認定証明書の有効期限を延長してほしい。

学校教育法上の学校と法務省出入国在留管理庁所管の日本語教育機関は対応が違う。ここは配慮してほしい。外国人労働者を受入れていこうというこの時代に１丁目１番地は日本語教育となっており，ここを今回の問題についても対応すべきであると思う。

答弁要旨

① 日本語教育機関から休校や発熱等により欠席の措置を取った場合の告示基準上の取扱い等について，新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&Aや在留諸申請における取扱いを各日本語教育機関に周知をするとともにホームページに掲載しています。

地方入国在留管理局でもこれらの情報に加えて在留外国人の参考となるサイトなどを取りまとめた資料を配付しています。

今後，日本語教育機関や留学生に必要となる情報をより迅速に提供できるように努めます。

② 在留資格認定証明書の有効期限については，今後の状況，影響等を踏まえてさらに取り得る措置を関係省庁とも検討し，できる限り柔軟に取組んでまいりたい。

・衆議院法務委員会　浜地雅一議員（公明党）

令和２年３月 10 日開催の衆議院法務委員会において，浜地雅一議員（公明党）から日振協からの要望事項に基づき次のような質問があり，森まさこ法務大臣，高嶋智光出入国在留管理庁次長が答弁

質問要旨

① 在留資格認定証明書の有効期間の延長してほしい。

② 7月期入学の募集に対して，特段の配慮を考えているのか。

③ 在留資格認定証明書や7月期生の取扱い等について，日本語教育機関へ徹底した周知を行ってほしい。

答弁要旨

①（森大臣）

在留資格認定証明書の有効期間は，3か月を6か月間有効なものとして，当面の間取り扱います。けさの記者会見で発表したところです。

②（高嶋次長）

7月期入学生の在留資格認定証明書交付申請書の受理に関して，提出資料の準備に時間を要する留学生につきましては，受付期間を延長するなど柔軟な対応を取ることとしました。

③（高嶋次長）

新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q&A を作成し，また，在留諸申請における取扱いを法務省のホームページに掲載した。

地方入国在留管理局でもこれらの情報以外に在留外国人の参考となるサイトなどを取りまとめた資料を配付しています。

今後，広報に関しましてしっかりとやってまいりたい。

・参議院予算委員会　里見隆治議員（公明党）（日本語教育推進議員連盟事務局次長）

令和 2 年 3 月 11 日開催の参議院予算委員会において，里見隆治議員（公明党）から日振協からの要望に関連した次のような質問があり，森まさこ法務大臣，萩生田紘一文部科学大臣，伯井美徳文部科学省高等教育局長，高嶋智光出入国在留管理庁次長今里譲文化庁次長が答弁

質問要旨

① 3月5日本委員会で高瀬議員の質問に森大臣より，入国が延期になった留学生には柔軟な対応をいただけるとの答弁をいただき実施されていると承知しています。こうした入国在留に関する情報は，対象となる留学生や日本語教育機関にも既に通知をされているのか。

答弁要旨

①（森大臣）

在留資格認定証明書の有効期限を昨日から当面の間6か月としたこと，日本語教育機関の臨時休業の取扱いやオンライン授業が可能であることについて，Q&Aを作成し，法務省のホームページに掲載するとともに各日本語教育機関に対して個別に送信・送付して周知を図っています。

引き続き日本語教育機関や留学生の置かれた状況を十分に配慮しながら，柔軟に対応し周知してまいります。

質問要旨

② 全国的規模での感染症の広がりというときに，留学生の動向あるいは休校とすべきかどうかといった参考となる情報を日本語学校にも行き届くように配慮をお願いしたい。

答弁要旨

②（萩生田大臣）

文部科学省としては，大学等が臨時休業や学生の出席停止の指示を行う場合の留意点などを出入国在留管理庁に情報提供をしています。これを踏まえ，出入国在留管理庁において，各日本語教育機関に周知されているものと承知しています。

引き続き日本語教育機関に情報が適切に提供されるよう出入国在留管理庁と緊密に連携し，必要な協力をしてまいります。

質問要旨

③ 出入国管理の情報は，法務省を通じて，専修学校，各種学校については県からということでした。

結局，なかなかこの日本語学校というものが，きちんと体系立って把握されていないことだと思います。例えば，日本語学校の留学生の数をしっかり政府として把握しているか非常に気になっているが，文部科学省，法務省はどのように把握しているのか。

答弁要旨

③ （伯井局長）

独立行政法人日本学生支援機構の調査結果で，日本語教育機関に在籍する留学生数は，2018 年5月1日現在で 90,079 人となっています。

（高嶋次長）

在留資格「留学」の統計は取っていますが，教育機関の類型別の統計はありません。日本語教育機関に入学する留学生に対する在留資格認定証明書の交付件数では，平成 29 年度 81,000 件，平成 30 年度 80,000 件となっています。

質問要旨

④ 結局，今回答いただいたとおり，なかなか斉一的に，統一的に把握されていないと思う。

日本語学校は，これから留学生を増やしていこうという状況にあり，中長期的には海外の皆さんを受け入れて，さらに日本で働きたいという方は是非日本で一緒に働いていこうという立場にあるにもかかわらず，その育成する立場にある日本語学校がまだまだこうした状況に置かれているのは，非常によろしくない。もっとしっかりとした体制をつくっていくべきではないのかと考えます。議員立法で成立した日本語教育推進法の中で日本語教育機関に関する制度の整備について検討条項があるが，この進捗状況・検討状況についてお伺いしたい。

答弁要旨

④ （萩生田大臣）

文部科学省としては，日本語教育推進法第10条に規定された日本語教育の推進のための基本的な方針を策定の上で，政府全体としての調整を図りながら，同法附則第2条の検討事項について，速やかに着手してまいりたい。

先生御指摘の問題意識，極めて大事で，日本語学校は，株式会社立や学校法人立もある。各種学校，専修学校などもあるので，その体系は問わないが，少なくともカリキュラムは基準をきちんと決めて，このレベルまで行けばこれだけの日本語がわかるということが外形的にも評価できるものにブラッシュアップしていかないといけないと思っています。

質問要旨

⑤ 検討事項について，検討にあたってクリアすべき論点を明らかにしていただきたい。

答弁要旨

⑤ （今里次長）

検討の対象となる日本語教育機関の設置形態は多岐にわたり，求められる日本語教育の内容や学習している外国人，属性，目的も多様であります。

多様な機関における日本語教育を効果的に推進するため，どのような機関を検討の対象とすべきか，日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性をどう判断するか，維持向上を図るべき日本語教育の水準をどの様に考えるか等の論点について，関係者から意見を聞きつつ，慎重に検討する必要があると考えています。

基本方針を策定の上で，政府全体として調整を図りながら，検討条項について速やかに着手してまいります。

・参議院文教科学委員会　水岡俊一議員（立憲・国民。新緑風会・社民）

令和 2 年 3 月 18 日開催の参議院文教科学委員会において，水岡俊一議員（立憲・国民。新緑風会・社民）から日本語教育に関して次のような質問があり，義家法務副大臣，萩生田文部科学大臣が答弁

質問要旨

① 日本語教育機関に学生が来れなくなっているという状態にあるのではないか。7月期生のビザの状況や入国の見通し等についてお聞かせください。

② 日本語教育機関は，どこの省の所管かはっきりしていない。文部科学省の所管として，積極的にコミット

するという考えはないのか。

答弁要旨

①（義家法務副大臣）

4 月期生については，現在集計中ですが，新型コロナウイルスの影響で入国できない学生が相当いると認識している。

入が時期の遅れている外国の方に配慮して，本年3月10日から在留資格認定証明書の有効期限を6か月に延長して取り扱うこととした。

7 月期生に係る在留資格認定証明書交付申請に係る提出書類の受付期間を延長するなど柔軟な対応を取ることとした。

引き続き日本語教育機関や留学生の置かれた状況に応じて柔軟に対応して参りたいと思っています。

②（萩生田文部科学大臣）

日本語教育機関のうち専修学校・各種学校は，学校教育法上で文部科学大臣が主務大臣となり，都道府県知事が所管している。

また，留学生を受け入れられる日本語教育機関は，在留資格「留学」の観点から法務省令に基づき法務大臣が告示をもって定めている。

法務省が告示で定めている日本語教育機関は，株式会社や個人が設立主体であるなど多様な教育施設があり，学校教育法が適用されない施設も含まれているので，直接文部科学省の所管ではございません。

ただ，日本語教育推進法が成立し，フェーズの転換期を見据え文部科学省としての責任がどういうものかを各省庁と連携を取りながら，取り組みしてみたいと思います。

・参議院予算委員会　里見隆治議員（公明党）（日本語教育推進議員連盟事務局次長）

令和 3 年 5 月 10 日開催の参議院予算委員会において，里見隆治議員（公明党）からコロナ禍における日本語教育機関について次のような質問があり，萩生田紘一文部科学大臣が答弁。

◇里見隆治 議員

次に，萩生田文科大臣にお伺いいたします。

外出自粛とは次元は異なりますけれども，同じ，広い意味では，人流抑制という意味では，昨年から今年にかけて，海外からの渡航制限の影響で外国人留学生，大変減っております。そして，その授業料で経営が成り立っている日本語学校では，この四月一日現在の在籍数は例年の三分の一，今後の海外からの留学生の見通しが全く立たない中で経営が存亡の危機にございます。大変な声が寄せられております。

外国人にとって就学，就労の入口となる日本語学校は，コロナ後を見据え，ますます重要となると考えます。このまま縮小すると，日本人講師がいなくなる，日本語教師がいなくなり，コロナ後にいざ留学生を迎えようという段になっても，日本語教育の再興にも深刻な影響がもたらされるのではないかという声もございます。

日本語教育機関の事業継続の支援，萩生田大臣，是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

◇萩生田光一 文部科学大臣

日本語教育の推進は多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するものであり，日本語学校はその推進に当たり重要な役割を担っていますが，現在，新型コロナウイルス感染症の影響を受け，海外からの学生を受け入れることができずに非常に厳しい状況にあることは承知をしております。

一方，一口に日本語学校といいましても，学校法人として行っているところもあれば，一条校としての資格はないけれども専門学校の形態を取っているもの，それから，今先生が具体的に御心配をされた，民間の経営者が行っていて，法務省が告示行為によって日本語学校という認定をしているものなど，形態が様々であります。

その中で，例えば，新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対して雇用維持の取組を支援する雇用調整助成金や，営利法人である日本語学校が新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化した場合，日本政策金融公庫による新型コロナウイルス特別貸付けなどが利用できる場合があるため，まずはこれ

らの各種支援策を最大限に御利用いただきたいと思いますが，先生の問題意識のとおり，コロナ後にやっぱりその国際化を目指す我が国の言うならば教育の入口になる学校でありますので，文科省としては，関係省庁とも連携を取りながら，更に何ができるか，この際，引き続きしっかり検討してまいりたいと思っております。

◇里見隆治 議員

大臣，よろしくお願いします。

これ，様々な日本語学校があるというお話，そのとおりだと思います。しっかり頑張っている，真面目に経営をする，そして，まさに菅総理が，このインバウンド，また特定技能もつくって今後外国人を入れていく，このコロナ後を見据える中で是非とも検討いただきたい事項でありますので，これは必ずこれからもフォローしていきますので，萩生田大臣，よろしくお願いいたします。

・衆議院文部科学委員会　中川正春議員（立憲民主党）（日本語教育推進議員連盟会長代行）

令和 3 年 5 月 14 日開催の衆議院文部科学委員会において，中川正春議員（立憲民主党）からコロナ禍の日本語学校について次のような質問があり，萩生田紘一 文部科学大臣が答弁。

◇中川正春 議員

ちょっと残った時間をいただいて，コロナ対策の中の一つに言及をしていきたいと思うんです。　実は，日本語学校なんですよね。これは，留学生が全部止まってきていまして，ここ一年，二年ということになってきている。その中で，それは一時的に受け入れるということもあったんですけれども，このままでいくと，倒産をしていく，いわゆるばたばたとこけていく日本語学校が出てくる可能性があるということが言われています。

その上で，今のところ，入管が告示基準で管理しているということが中心になっていて，一体，この日本語学校という，トータルな日本語教育機関をどこが主管しているのかということがはっきりしていなかった。だから，今の法律の中で，いわゆる今できた日本語教育の推進法の中で，これを文科省の，今のところ国語課になるわけですけれども，そこで主管をしていくということをはっきりさせていったということで，そういう体制をつくっていただいているわけなんだけれども，トータルでこれを動かしていくのに国語課がそれができるかというと，そこが今課題になっているということ。

この日本語学校というのは，授業料を先取りするんですよ，半年から一年，一人について七十万から百万円。ちょうど，在留資格認定証明書を本人に送るという条件の中で，デポジットみたいなものですね，一年間の入学料金というのを取っているんです。このままいって，例えば倒産していけば，これが返却できない。学生が来ることができないという中で返却もできないということになると，ただ日本語学校の体系そのものが崩れていくということだけじゃなくて，国際問題に発展をしていく可能性もあるということ，このことが危惧され始めてきました。

そんなものですから，ここは何とか支えていくということが必要だと思うんですよ。

そこについて，それこそ，担当省庁の文科省として，何とかこの下支えの策というのをつくり出していただきたいという思いで，改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。

◇萩生田光一 文部科学大臣

先生も触れていただいたとおり，日本語教育，日本語教育の推進の責任者は文部科学省であり，文化庁で一義的に対応することは事実なんですけれども，世の中に様々ある日本語学校と言われているもの，これは，御承知のように，学校法人が経営している場合もありますし，また一条校の指定は取っていないけれども専門学校のような形態でやっているものもあれば，株式会社立や有限会社，あるいはNPOなどが運営しているものも数多くありまして，それは法務省の告示，日本語教育機関ということで指定をして，くくって，日本語学校と呼ばれているものが存在しています。

コロナの状況で留学生が来られないものですから，例えば実習生たちも来られないものですから，本来学ぶであろうと予定していた人たちが来ないことによって，特に民間の営利法人である日本語学校が非常に影響を受けていることは承知しております。

その上で，例えば，新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対して雇用維持の取組を支援する雇用調整助成金や，営利法人である日本語学校が新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化した場

合，日本政策金融公庫による新型コロナウイルス特別貸付などが利用できる場合があるため，まずはこれらの各種支援策を最大限に御利用いただきたいなと思っております。

おっしゃっていることはよく分かるんですけれども，その考えでいうと，例えば，じゃ，音楽学校をどうするんだ，コロナで学生たちが来られないじゃないか，株式会社でやっている，いわゆる私塾みたいなものも中にはありますし，あるいはスポーツクラブはどうするんだということにもなりますので，文科省だけで決断ができない部分もありますので，問題意識を共有しながら，政府全体として，何らかの支援を講じていかなきゃならないと思います。

アフターコロナを考えたときには，あっていただきたい，残っていただきたい施設の一つであることは申し上げるまでもないわけですから，そういった検討をしっかりやっていきたいなと思っています。

◇中川正春 議員

この特殊な部分というのは，留学生で，学生が皆止まっているということなんです。全面的に入れないということなんです。そこが，さっき大臣が指摘されたほかの学校とは違うところだということで，ここのところを認識していただいて，かつ，これは破綻したら，さっき言ったように国際問題に展開していってしまうという，そのリスクも含めてちょっと認識していただいて，しっかり問題を掘り下げていただければありがたいというふうに思います。

以上，終わります。ありがとうございました。

・衆議院文部科学委員会 浮島智子議員（公明党）（日本語教育推進議員連盟副幹事長，公明党文部科学部会長）

令和 3 年 5 月 26 日開催の衆議院文部科学委員会において，浮島智子議員（公明党）からコロナ禍の日本語学校について次のような質問があり，矢野和彦 文化庁次長が答弁。

◇浮島智子 議員

次に，コロナの影響を受けた日本語教育機関，いわゆる日本語学校の支援についてお伺いをさせていただきたいと思います。

現在，新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が強化され，海外からの入国は制限がされております。外国人の留学生の授業料で経営が成り立っている日本語学校への影響は甚大であり，日本語教育機関関係の六団体が調べたところによりますと，本年四月の一日現在の学生の在籍数は例年の三分の一程度まで落ち込んでおり，今後の見通しも全く立っておらず，まさに日本語学校は危機的な経営状況にあると言われています。

現在，日本語教育推進法を受けて，公認日本語教師の資格の創設などに向け政府が検討している一方で，このままでは，経営の悪化により，そもそも日本語学校や日本語教師がいなくなってしまい，今後，留学生を迎える際の日本語教育推進にも深刻な影響が出かねないと私は思います。

こうした深刻な状況を伝えるため，五月の十二日には，日本語推進議員連盟と日本語教育関係の六団体が一緒になって，加藤官房長官の元へお伺いし，私も同行させていただきましたけれども，要望書を提出いたしました。

今直面しているコロナを乗り越え，日本語学校が今後も継続できるように支援をしていかなければなりません。日本語教育機関は，国内の大学や専門学校への進学において極めて大事な存在であり，また，多文化共生社会の構築にとって重要であり，現在の支援策だけでは対応できないと思います。

日本語教育機関の振興と活用推進を図ることにより外国人受入れ体制の充実を図る必要があると考えますが，文化庁の見解をお伺いいたします。

◇矢野和彦 文化庁次長

日本語教育の推進は，多様な文化を尊重した活力ある多文化共生社会の実現に資するものであり，日本語学校は，その推進に当たり重要な役割を担っておりますけれども，新型コロナウイルス感染症の影響を受け，海外からの学生を受け入れることができず，厳しい状況にあると承知しております。

政府全体の日本語学校の継続支援対策といたしましては，例えば，新型コロナウイルス感染症の影響を受

けた事業主に対する雇用調整助成金や，新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化した法人に対する新型コロナウイルス特別貸付などが利用できる場合があるため，これら各種支援策を最大限まずは御活用いただければというふうに考えております。

文化庁といたしましては，現在，超党派でつくります日本語教育推進議連とともに要望書を提出された日本語教育機関関係六団体から，具体的にどのような点で困っているのか，その現状をお伺いしているところでございます。

例えば，教育の質を担保するため，在籍者が減っていてもクラス階層を維持する必要がある，教室最大定員二十名のところ，数名でもクラスを設置する必要があるため，在籍者数減に応じた教員の休業にも限界があるであるとか，あるいは，現在の学生数に応じて校舎，寮を縮小したくても，待機学生が入国制限解除の際すぐに入学してくることを想定して校舎，寮を確保しておく必要がある，コロナ後に備える必要があるということです，また，校舎については，一度縮小してしまうと，再拡大には告示基準上の手続があり，簡単に拡大できない，こういったような声が届いております。

国の政策として，日本語教育機関の振興と活用推進を図ることにより外国人受入れ体制を充実させることは非常に重要でございまして，今後，日本語学校の継続のために，更にどのような支援が可能であるかについて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。